



熊本県公報

号外 第 29 号
平成 28 年 3 月 31 日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令

○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1

訓 令

熊本県訓令第 4 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 28 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
別表第 1 総務部の項中「管財課」を「財産経営課」に改め、同表環境生活部の項中「廃
棄物対策課」を「循環社会推進課」に改め、同表商工観光労働部の項中

「労働雇用課
産業人材育成課」

を「労働雇用創生課」に、
「観光経済交流局」を「観光課
国際課
くまもとブランド推進課」

「観光経済交流局」を「観光課
国際課
くまもとブランド推進課」
国際スポーツ大会推進局 国際スポーツ大会推進課」

に改め、同表農林水産部の項中「

「経営局
生産局

「団体支援課」を「団体支援課
流通アグリビジネス課」に、

「農地・農業振興課
担い手・企業参入支援課
流通企画課
むらづくり課
農業技術課
農産課
園芸課
畜産課」

を「生産経営局」を「農業技術課
農産園芸課
畜産課
農地・担い手支援課」に、

「農地整備課」を「農地整備課
むらづくり課」に改める。

別表第 3 の 2 の表総務私学局の部県政情報文書課の款中第 1 4 項を第 1 5 項とし、第 7 項から第 1 3 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7	行政不服 審査法（平 成 26 年法 律第 68 号 ）の施行に 係る事務の					
---	---	--	--	--	--	--

指導及び助 言並びに行 政不服審査 会に関する こと。						
---	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 2 の表総務私学局の部管財課の款中「管財課」を「財産経営課」に改め、同
部私学振興課の款第 1 項部内局長専決事項の欄第 3 号中「中学校、小学校、特別支援学校
及び幼稚園」を「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校」に改め、同
表市町村・税務局の部市町村課の款中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7
項の次に次の 1 項を加える。

8 住民基本 台帳法（昭 和 42 年法 律第 81 号 ）による本 人確認情報 の利用及び 提供に係る 事務等並び に本人確認 情報保護審 議会に關す ること。						
---	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 2 の表市町村・税務局の部税務課の款第 1 項部内局長専決事項の欄第 3 号中
「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項課（センター）長専決
事項の欄第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

別表第 3 の 3 の表企画課の部中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とする。
別表第 3 の 4 の表健康危機管理課の部第 2 項部（公室）長専決事項の欄第 4 号中「第 2
7 条から同法第 33 条まで及び同法第 35 条第 1 項」を「第 26 条の 3 第 1 項及び第 3 項、
第 26 条の 4 第 1 項及び第 3 項、第 27 条から第 33 条まで並びに第 35 条第 1 項」に改
め、同部中第 13 項を第 14 項とし、第 7 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6
項の次に次の 1 項を加える。

7 食品表示 法（平成 2 5 年法律第 70 号）の 施行に關す ること（食 品表示法第 十五条の規 定による権 限の委任等 に關する政 令（平成 2 7 年政令第 68 号）第 7 条の規定 により知事 に委任され た事務のう ち、県民の 健康の保護 を因るため に必要な食 品に關する 表示の事項						
--	--	--	--	--	--	--

に関するものに限る。)。							
------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 4 の表長寿社会局の部高齢者支援課の款第 5 項部 (公室)長専決事項の欄第 3 号及び同項部内局長専決事項の欄第 6 号中「第 8 条第 1 項の規定による障害福祉サービスの施設に隣接する事業所」とし、第 10 項の次に次の 1 項を加える。

1 1 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 24 条の 15 の規定による指定障害児入所施設設置者等に対する報告等に関すること (定期の検査に限る。)。							
---	--	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 4 の表子ども・障がい福祉局の部子ども未来課の款第 2 項中「 (昭和 22 年)法律第 164 号) 」を削り、同項部内局長専決事項の欄第 1 号中「不服申立て」を削り、同項部内局長専決事項の欄第 6 号中「徴収する」とし、第 1 項を第 11 項とし、第 15 項から第 19 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 14 項の次に次の 1 項を加える。

1 5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 65 号) の施行に関すること。							
---	--	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 4 の表健康局の部健康づくり推進課の款中第 10 項を第 11 項とし、第 4 項から第 9 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 食品表示法の施行に関すること (食品表示法第十五条の規定による権限の委							
---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

1 循環型社会形成に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
---------------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第3の5の表環境局の部循環社会推進課の款に次の1項を加える。

8 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に関すること。			1 同法第10条第1項の規定により環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、公表すること。			
--	--	--	--	--	--	--

別表第3の5の表県民生活局の部くらしの安全推進課の款第10項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化」を「農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)の施行」に改め、同款中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 食品表示法の施行に関すること(食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第5条及び第6条の規定により知事に委任された事務に限る。)						
--	--	--	--	--	--	--

別表第3の5の表県民生活局の部消費生活課の款第16項中「消費生活に係る相談及び消費者苦情の処理」を「消費生活センター」に改め、同款第17項及び第18項を削る。

別表第3の6の表商工労働局の部商工振興金融課の款第5項部内局長専決事項の欄第2号中「延長」の次に「及び同条第3項の規定による通知」を加え、同欄第4号中「第46条第2項」を「第46条第5項」に、「認可をする」を「届出を受理する」に改め、同欄第6号中「第59条第1項第1号」を「第59条第1項」に改め、「警告等」の次に「(同項第2号に係るものを除く。)」及び同条第4項の規定による意見の聴取」を加え、同号を同欄第7号とし、同欄第5号を同欄第6号とし、同欄第4号の次に次の1号を加える。

5 同法第57条の規定により報告を受理すること。

別表第3の6の表商工労働局の部商工振興金融課の款中第17項を第18項とし、第7項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法			1 同法第7条第1項の規定による基盤施設計画の認定に関する			
--------------------------------------	--	--	-------------------------------	--	--	--

律第 51 号)
の施行に
関すること。

- こと。
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定による基盤施設計画の変更の認定及び同条第 2 項の規定による認定の取消しに關すること。
- 3 同法第 22 条第 1 項の規定による報告の徴収に關すること。

別表第 3 の 6 の表商工労働局の部労働雇用課の款中「労働雇用課」を「労働雇用創生課」に改め、同款に次の 5 項を加える。

1 1 職業能力の開発に
関すること。

- 1 職業能力開発計画を策定すること。
- 2 職業訓練法人の認可に關すること。

- 1 職業訓練の認定及び取消しをすること。
- 2 職業訓練指導員の免許及び取消しをすること。
- 3 職業訓練指導員の試験を実施すること。
- 4 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成 14 年法律第 165 号)第 21 条に基づく報告及び要請に

- 1 事業主等の行う職業訓練等に対する援助に關すること。
- 2 訓練手当の認定に關すること。
- 3 職業訓練指導員免許証の再交付に關すること。
- 4 職業能力開発校の養成施設の指定申請及び変更申請をすること。

			<p>関すること。 5 災害見舞金の決定に関すること。</p>			
<p>1 2 技能検 定に関する こと。</p>			<p>1 技能検 定試験を 実施する こと。 2 技能検 定試験の 合否の決 定に関する こと。</p>	<p>1 技能検 定合格証 書の交付 及び再交 付に関する こと。 2 技能士 章の交付 をすること。</p>		
<p>1 3 職業能 力開発協会 に関するこ と。</p>	<p>1 職業能 力開発協 会の設立 認可に関 すること。</p>		<p>1 職業能 力開発協 会に行わ せる業務 の告示に 関すること。 2 職業能 力開発協 会に対す る援助に 関すること。 3 職業能 力開発協 会に対し て業務の 報告をさ せ、職業 能力開発 協会を検 査すること。</p>			
<p>1 4 職業能 力開発校に 関すること。</p>						
<p>1 5 技術短 期大学校に 関すること。</p>						
<p>別表第 3 の 6 の表商工労働局の部産業人材育成課の款を削り、同表新産業振興局の部産業支援課の款中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項から第 10 項までを削り、第 11 項を第 7 項とし、第 12 項から第 14 項までを 4 項ずつ繰り上げ、同項の次に次の 1 項を加える。</p>						
<p>1 1 新エネ ルギー関連 産業の振興 に関するこ</p>						

と。
 別表第 3 の 6 の表新産業振興局の部産業支援課の款中第 15 項を第 12 項とし、第 16 項を第 13 項とし、第 17 項を第 14 項とし、同部エネルギー政策課の款を次のように改める。

1 エネルギー対策の企画、調整及び推進に関すること。						
2 産炭地域振興に関すること。						
3 鉱業一般に関すること。			1 鉱業振興の事業計画を策定すること。	1 鉱山の振興指導を行うこと。 2 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 24 条の協議を処理すること。		
4 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）の施行に関すること（河川区域等の区域内で行う砂利採取計画の認可を除く。）。	1 同法第 6 条の規定により登録を拒否すること。 2 同法第 12 条の規定により登録の取消し等を行うこと。 3 同法第 26 条の規定により認可の取消し等を行うこと。		1 同法第 3 条の規定により登録をすること。 2 同法第 15 条の規定による業務主任者の試験の実施及び認定をすること。 3 同法第 16 条の規定による採取計画の認可及び同法第 20 条の規定による変更の認可をすること。 4 同法第 22 条の規定による認可採	1 同法第 33 条の規定により報告の徴収をすること。 2 同法第 34 条の規定により立入検査をすること。 3 同法第 36 条の規定による通報をすること。		

			<p>取計画の変更命令をすること。</p> <p>5 同法第 23 条の規定による緊急措置命令をすること。</p> <p>6 同法第 38 条の規定による聴聞をすること。</p> <p>7 同法第 43 条の規定による協議をすること。</p>			
<p>5 採石法（昭和 25 年法律第 29 号）の施行に関すること。</p>	<p>1 同法第 32 条の 4 の規定により登録を拒否すること。</p> <p>2 同法第 32 条の 10 の規定による登録の取消し等をすること。</p> <p>3 同法第 33 条の 12 の規定による認可の取消し等をすること。</p>		<p>1 同法第 32 条の規定による登録をすること。</p> <p>2 同法第 32 条の 13 の規定による業務管理者の試験等をすること。</p> <p>3 同法第 33 条の規定による採取計画の認可及び同法第 33 条の 5 の規定による変更の認可等をすること。</p> <p>4 同法第 33 条の 9 の規定による認可採取計画の変更命令を</p>	<p>1 同法第 34 条の 8 の規定による適用除外をすること。</p> <p>2 同法第 42 条の規定による報告の徴収及び検査をすること。</p>		

			すること。 5 同法第 33 条の 13 の規 定による 緊急措置 命令等を すること。 6 同法第 33 条の 17 の規 定による 岩石の採 取を廃止 した者に 対する災 害防止命 令をす ること。 7 同法第 34 条の 4 の規定 による聴 聞をす ること。 8 同法第 42 条の 2 の規定 による協 議をす ること。				
--	--	--	---	--	--	--	--

別表第 3 の 6 の表に次のように加える。

国 際 ス ポ ー ツ 大 会 推 進 局	国 際 ス ポ ー ツ 大 会 推 進 課	1 2019 女子ハンド ボール世界 選手権大会 の開催に関 すること。						
		2 ラグビー ワールドカ ップ 201 9 の熊本開 催に関する こと。						
		3 2020 東京オリン ピック・パ ラリンピック 競技大会 等のキャン プ誘致に関 すること。						

	4 国際スポーツ大会を活用した地域活性化等に関すること。						
	5 国際スポーツ大会に係る協議会等の事務に関すること。						
	6 国際スポーツ大会推進局長に関すること。						

別表第3の8の表及び9の表を次のように改める。

7 農林水産部

局	課	分掌事務	知事決裁事項	部（公室）長専決事項	部内局長専決事項	課（センタ）長専決事項	備考欄に定める職決事項	備考
農林水産政策課	1	農林水産及び所人並びに産事理の経費に関すること。						
	2	農政諸務に関すること。		1 新嘗祭における献穀者を推薦すること。				
	3	熊本県農業公園に関すること。						
	4	農林水産の企画調整に関すること。		1 農林水産の企画調整に関すること。				
	5	農業、林業及び水産の基本的な計画に関すること。	1 農業、林業及び水産の基本的な計画に関すること。					
	6	農林水産部長室に関すること。						

				<p>7 2 条 の 4 3 2 の 規 定 農 法 項 によ る 組 合 立 に 事 人 組 の 設 理 届 す る 受 こと。 7 同 法 第 2 7 2 条 の 第 3 4 第 2 定 農 項 によ る 組 合 法 に 事 人 組 の 解 散 届 す る 受 こと。 8 同 法 第 3 7 2 5 の 第 3 定 3 項 によ る 組 合 農 に 事 人 組 の 合 併 届 す る 受 こと。 9 同 法 第 1 6 2 項 によ る 規 定 設 立 認 可 及 び に 証 明 法 第 4 3 同 4 項 によ る 定 に 款 認 可 する 明 す こと。</p>	
2	森林組合 に関するこ と。	<p>1 森林組 合の設 立を認 可す ること。 2 森林組 合の併 合及び 解散を 認可す ること。</p>	<p>1 森林組 合の定 款を認 可す ること。 2 森林組 合を指 導する こと。</p>	<p>1 森林組 合の職 員を 研修 すること。 2 森林組 合の調 査を すること。</p>	
3	水産関係 団体に関 すること。	<p>1 水産業 協同組 合の設 立を認 可す ること。 2 水産業 協同組 合</p>	<p>1 水産業 協同組 合の定 款を認 可す ること。</p>		

		の合併及 び解散す る認可す こと。			
4 漁船保険 に関するこ と。			1 漁船損害 等補償法 (昭和27 年法律第 28号)第 11条に基 づく区域 の指定に 関すること。 1 漁船損害 等補償法 (昭和27 年法律第 28号)第 11条に基 づく区域 の指定に 関すること。 2 漁船損害 等補償法 (昭和27 年法律第 28号)第 11条に基 づく区域 の指定に 関すること。	1 同法第2 12条及び 同法第27 条に付の 届出及び 並定書に 関すること。 2 同法第3 12条に付 の公関係 及び通知 事項に關 すること。 3 同法第7 条に付の 漁船の関 すること。	
5 農業金融 に関するこ と。	1 天災に よる被害 の軽減に 関する措 置(昭和3 0年法律 第136号 第2項に 基づき被 害地		1 農業改 良資金法 (昭和31 年法律第 22号)第 11条に基 づく資金 の運用に 関すること。 2 農業改 良資金法 (昭和31 年法律第 22号)第 11条に基 づく資金 の運用に 関すること。	1 熊本県 農業通 項に融 給に關 するこ と。第1 (1)に 掲げ	

						<p>計事に営和金高設画同設画事を 業認び経調資理施計共施計定関と 事承並産境進処化備び用備認にこ の画務畜環推の度整及利整の務除</p> <p>3 県経支事要定く経支の面にこ 本畜善金扱規づ畜善金計認るこ 大家改資取の基家改資業承す 大営援務領に大営援事の関と</p> <p>4 業制に子び給にこ 農金利及補金るこ 度資る給子助す 係補利補関と</p> <p>5 会政公の係調告る 式本融らに付報す 株日金か嘱貸の関と 社策庫委る査にこ</p>	
	6	<p>林業金融 に關する と。</p>		<p>1 改の等る 業金けす 林資付関と 善貸にこ</p> <p>2 産度資付関 材高進貸に 木等推の等 業化金けす</p>		<p>1 会政公嘱て付業のび後指 式本融委け貸事等及け査 株日金の受う象書成付調 社策庫を行対象書成付調</p>	

<p>7 漁業金融に関すること。</p>			<p>1 漁業近代化の等るること。 2 沿岸漁業の改善の等るること。</p>	<p>導に關すること。 1 株式会社日本政策金融公庫の係ることに付報告すること。</p>	
<p>8 農業共済組合に関すること。</p>	<p>1 農業災害補償法(昭和22年法律185号)第143条の規定に基づき、道府県農業共済審査会(昭和16年令第9号)第5条委員に關すること。</p>	<p>1 同法第16項に規定する員然基めると。同法第25条第4項の規定により、農業共済の認可すること。 2 同法第62項に規定する員然基めると。同法第85条第1項の規定に基づき、各市町村農業共済の認可すること。 3 同法第42項に規定する員然基めると。同法第83条第1項の規定に基づき、各市町村農業共済の認可すること。 4 同法第83条第1項の規定に基づき、各市町村農業共済の認可すること。 5 同法第42項に規定する員然基めると。同法第83条第1項の規定に基づき、各市町村農業共済の認可すること。</p>	<p>1 同法第43項に規定する員然基めると。同法第85条第1項に規定する員然基めると。同法第87条第2項に規定する員然基めると。同法第88条第2項に規定する員然基めると。 2 同法第43項に規定する員然基めると。同法第85条第1項に規定する員然基めると。同法第87条第2項に規定する員然基めると。同法第88条第2項に規定する員然基めると。 3 同法第43項に規定する員然基めると。同法第85条第1項に規定する員然基めると。同法第87条第2項に規定する員然基めると。同法第88条第2項に規定する員然基めると。 4 同法第43項に規定する員然基めると。同法第85条第1項に規定する員然基めると。同法第87条第2項に規定する員然基めると。同法第88条第2項に規定する員然基めると。</p>		

					<p>検査監督に 6 1の 1の 定 き 共 に 命 に 措 る</p>	<p>び及命 令す る。同 法第 2の 基 組 し 違 す を と。</p>	<p>5 1 第 第 条 第 1 の 規 定 に 基 づ き 農 業 共 済 共 樹 畑 共 済 共 済 共 率 を す</p>	<p>6 1 の 第 1 規 定 に 基 づ き 農 業 共 済 共 樹 畑 共 済 共 済 共 率 を す</p>	<p>7 農 共 樹 畑 共 済 共 済 共 率 を す</p>	<p>納滞の 認の す分 を と。 同 法 第 7 項 1 の 規 定 に 基 づ き 農 業 共 済 共 樹 畑 共 済 共 済 共 率 を す</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

				量を指示すること。			
	9 農業共済 保険審査会 に 関 す る こ と。						
	10 漁業共 済に 関 す る こ と。			1 漁業災 害補償法 (昭和39 年法律第 158号) に 基 づ く 加 入 区 に 関 す る こ と。			
	11 その他 農林水産業 団体に 関 す る こ と。						
	12 農業協 同組合の 査に 関 す る こ と。						
	13 森林組 合の 査に 関 す る こ と。						
	14 漁業協 同組合の 査に 関 す る こ と。						
	15 その他 農林水産業 団体の 査に 関 す る こ と。						
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	1 農林水産 物の流通 策の 企 画 に 関 す る こ と (林 業 振 興 課 が 管 轄 す る も の を 除 く。)						
	2 農林水産 物の販路 大に 係 る 策 の 宣 伝 に 関 す る こ と (林 業 振 興 課 が 管 轄 す る も の を 除 く。)						
	3 農林水産						

		物の流通体系の整備計画に関する進捗と関係課の振興課を除外するもの。					
		4 農林水産物の加工に関する振興課を除外するもの。					
		5 その他農林水産物の流通に関する振興課を除外するもの。					
		6 地産地消の推進に関すること。					
		7 卸売市場に関すること。					
		8 卸売市場審議会に関すること。					
		9 農商工連携に関すること。					
		10 農業への企業参入に関すること。					
		11 フードバレーに関すること。					
生産経営局	農業技術課	1 農業技術の改善に関すること。	1 協同農業の普及に関する方針を定めること。	1 普及指導員に関すること。	1 指委の設置に関すること。	1 協同農業の普及に関すること。 2 農業指導の向上に関すること。 3 象災	

					<p>止るに。指 4 こ。普及委 導員の活動 の支に 援る の関す と。</p>		
2	植物防疫 に関するこ と。		1 航空防 除実施計 画を策定 すること。	1 農作物 害虫発 生警報を 発令す ること。			
3	肥料、農 薬及び農 業機械に 関すること。		1 高性能 農業機械 の導入基 本方針に 関すること。	<p>1 肥料の 登録をす ること。肥 2 事故の譲渡 料の許可 をすること。 3 肥料取 締法(昭和 25年法 律第22 7号)違反 者の措置 に關す こと。 4 農薬残 留分を結 果を公表 すること。 5 農薬取 締法(昭和 23年法 律第82 号)第13 条の1に 規定する 業者又は 農薬を使 用する者 に對する 報告及び 徴収に關 すること。 6 農薬指 導士を認 定すること。</p>	<p>1 特殊肥 料の生産 に關する 届出をす ること。農 2 葉取第8 締法の規 定による 3 業者の 届出をす ること。高 性能機械 4 農機の 断りに關 する業 作に關 すること。</p>		
4	農用地土 壌汚染防 止に關す こと。	1 対策地 域及び特 別地区に 對する指 定変更を すること。	1 対策計 画の策定 及び変更 に關す こと。	<p>1 指定農 作物等 の圃場 に関する 2 土壌汚 染に關 する調 査</p>			

				び測定に 関するこ と。			
5 環境保全 型農業の推 進に関する こと。		1 環境保全 型農業計 画の策定 すること。 2 地力増 進地域を 指定する こと。 3 持続性 の高い農 業生産方 式の導入 の促進に 関する法 律（平成 11年法 律第11 0号）第 3条に基 づき、導 入指針を 定めるこ と。	1 熊本型 特別産物 の認証策 定すること。 2 全国環 境保全コ ーブルに 関するこ と。 3 同法第 3条第3 項に基づ き、導入 指針を更 変すること。 4 同法第 3条第3 項に基づ き、導入 指針を認 定すること。				
6 種苗法（昭 和22年法 律第115 号）の施行 に関するこ と。		1 熊本県 職種の利 用の許諾 に関する こと。	1 熊本県 職種の利 用の許諾 に関する こと。				
7 病虫害防 除に関する こと。							
8 農業技術 会議に関す ること。							
9 農業改良 助長法（昭 和23年法 律第165 号）第12 条第2項 各号に掲 げる事務 に関するこ と。							
10 普及指 導員の研修 の実施に関 すること。							
11 研究開 発された新 技術の確立 及び農業者							

	等への技術 移転に 関すること。						
	1 2 農業災害 害及び病に 虫発生時 おける被 軽減のた の技術対 に關す こと。						
	1 3 農業研 究センター に關する こと。						
	1 4 生産経 営局長に 關すること。						
農 産 園 芸 課	1 生産総 事業の合 調整に關 すること。						
	2 米、麦、 大豆の生 産に關 すること。	1 米、麦、 大豆の振 興方針を 策定する こと。	1 米、麦、 大豆の生 産に關 すること。 2 稲、麦、 大豆の種 子に關 すること。 3 米、麦、 大豆の奨 励品種を 改廃する こと。				
	3 米穀の需 給調整及 び流通に 關すること。	1 市町村 別生産目 標数量を 定めるこ と。	1 米穀の 流通・販 売に關 すること。				
	4 米穀等の 取引等に 關する情 報及び産 地伝達法 の施行に 關すること (他課の分 掌に係る ものを除 く。)						
	5 戸別所得 補償制度 に關すること。						
	6 いぐさの			1 いぐさ			

<p>生産奨励に関すること。</p>			<p>の奨励品 種を選定 するこ と。さ 2 いぐさ の原苗ほ 及び耕種 基準の設 置に關す ること。 3 いぐさ の指導方 針を策定 すること。 4 いぐさ 及びい製 品の生の 計画の策 定並びに 流通對策 の推進に 關すること。</p>		
<p>7 茶の振興に関すること。</p>		<p>1 茶振興策 計画を策 定すること。</p>	<p>1 茶の栽培 及び關す る指導方 針を策定 すること。</p>		
<p>8 特用作物の振興に関すること。</p>					
<p>9 蚕糸業の振興に関すること。</p>					
<p>10 果樹の振興に関すること。</p>		<p>1 果樹農業 振興特 別措置法 (昭和3 6年法律 第15 号)第2 条の3第 1項の規 定に基づ き、果樹 農業振興 計画を策 定すること。 2 果樹の 奨励品種 の選定を すること。</p>	<p>1 同法第1 3条の規 定に基づ き、果樹 園計画作 ることに 關すること。 2 果実の 價格安 定に關 するこ と。 3 果実の 供給調 整に關 すること。</p>		
<p>11 野菜の振興に関すること。</p>		<p>1 野菜振興 策を策定 すること。</p>	<p>1 同法第 8条及び 第9条の</p>		

			<p>こと。 2 野菜生産出荷安定法（昭和41年10月3日法律第56号）及び第6条の規定に基づく野菜の生産地及び変更すること。</p>	<p>に基き、野菜出荷計画の変更に係る格策を定めること。</p>			
	1 2 花きの振興に関すること。		1 花き振興策を定めること。				
畜産課	1 畜産振興に関すること。		1 酪農・肉用牛生産計画を定めること。	<p>1 地域振興事業に關すること。 2 地方競馬協会等事業に關すること。 3 畜産技術の実施に關すること。 4 畜産団体に關すること。</p>	<p>1 畜産統制に關すること。 2 畜産技術者の研修受定と。</p>		
	2 飼料に関すること。			<p>1 飼料の安全性及び品質の改善に關する法律（昭和28年5月3日法律第5号）に基づく廃棄物の指示等並びに自給すること。 2 飼料の自給すること。</p>	<p>1 同法の製造の受理報告をすること。 2 飼料受給安定法（昭和27年3月5日法律第356号）に基づく調査をすること。</p>		
	3 酪農振興に関するこ			1 集約酪農地			

	と。			2 画に關す ること。酪 内定に酪 約域指内 地及び域 お農事業 設の設置 又は承 変更を 認す			
4	畜産経営 に關する こと。			1 畜産コ ンサルタ ン指事業 を指導す ることを 2 牛乳の 取引に關 する監督 に及びす と。	1 畜産技 術設計指 導をす と。		
5	畜産環境 対策に關 すること。			1 畜産団 地の關成 ること。造 2 畜産経 營環境の 保全整備 に關する 3 家畜排 せ物の適 管理の及 正化の促 利用に關 進る法律 成11年 法1第1 12号)に 1基づく 導、助言 勸告及び 命に關 すこと。			
6	学校給食 用牛乳に 關すること。						
7	家畜及び 畜産物の 流通に關 する等 の価格 に關 すること。			1 家畜及 物の流通 の推進 に關 する			

			こと。 2 家畜及び物 び畜産安に 価格金に 基する すこと。			
8 家畜市場 に関するこ と。			1 家畜市 場の登 録に 関す こと。 2 市場再 編整地 域の指 定に 関す こと。			
9 草地開発 に関するこ と。			1 県営及 び団体 草地開 発事業 の調査 に 関す こと。 2 野草地 の調査 及び計 画に 関す こと。			
10 公共育 成牧場に関 すること。						
11 家畜の 改良増殖に 関すること。	1 家畜及 び家き の改良 増殖計 画を 策定 すること。		1 家畜導 入及び 関係 すること。 2 種苗の 貸付に 関す こと。 3 家畜人 工授精 講習会 開催の 資格試 験に 関す こと。 4 子家畜 検査員 及び種 雄免 に 関す こと。 5 ふ化業 者登録 すること。 6 標準鶏 認定の 検査免 に 関す こと。	1 種畜及 び標準 検査 を実施 すること。 する		

			<p>7 こと。登録ふに措及検 化業者を命と入す 関するをこ立を 置るび査と。 8 地 方 種 畜 検 査 員 を 任 免 し、畜 を 臨 時 種 畜 臨 検 査 を 証 明 書 を 発 立 入 命 し、査 を 行 ず る こと。 9 優 良 種 牛 を 認 定 す る こと。</p>			
1 2 養蜂に 関すること。			1 蜜蜂転 飼を許可 すること。			
1 3 家畜保 健衛生に関 すること。				1 家畜衛 生に思 生る普 及を及 実を施 ること。		
1 4 家畜伝 染病予防に 関すること。	<p>1 家畜伝 染病の発 生又はま ん延を防 止するた めのため の検査、 注射、薬 浴又は命 投薬をこ と。 2 家畜伝 染性病を 予防す るため命 をこと。 3 家畜伝 染病の発 生に伴う 必要な 措置に 関すること。 4 は疑似 は畜の殺 分を命</p>	<p>1 家畜防 疫員及び 命上の獣 医の嘱を と。家畜 防疫に 関すること。 2 家畜防 疫員及び 遣請ること。 3 家畜自 衛の強 化に 関すること。</p>	<p>1 家畜の 伝染性及 び届出 受ること。 2 家畜伝 染病の防 止措置に 関すること。 3 家畜伝 染病の防 止措置に 関すること。 4 家畜伝 染病の防 止措置に 関すること。</p>			

		<p>5 と。伝 家畜まんの畜動は命 染病防止の畜動は命 延防め家移又を命 ため家の止を命 等移動の止を命 禁の又を命 制限を命 ずること。</p> <p>6 家畜伝 染病まんの畜動は命 延防止の畜動は命 ため家畜設 集合施設 の開催、の命 放牧等の命 制限を命 ずること。</p>			
1 5 動物薬 事に関する こと。		<p>1 医 薬 監 品、医 療 事 機 器 等 の 有 査 質、及 び 免 効 性、及 び 員 安 全 性 の 監 確 保 等 に 任 関 する 法 づ 律 に 基 づ く 許 可 の 等 取 消 し 等 を す る こ と。</p> <p>2 動 物 用 医 薬 品 又 は 動 物 用 医 療 機 器 の 販 売 業 者 に 対 し、条 件 に 対 す る 違 反 を 是 正 す る た め に 必 要 な 措 置 を と る べ き こ と を 命 ず る こ と。</p> <p>3 動 物 用 医 薬 品 の 締 指 導 に 関 す る こ と。</p>	1 薬 事 監 査 員 を 任 免 す る こ と。	<p>1 不 良 品、 不 正 表 示 等 に つ い て、廃 棄 の 他 の 命 措 置 を 命 ず る こ と。</p> <p>2 配 置 販 売 業 者 及 の 配 置 員 の 身 分 証 の 明 書 を 発 行 す る こ と。</p> <p>3 動 物 用 医 薬 品 販 売 業 並 び に 高 度 管 理 機 器 販 売 業 及 び 賃 貸 業 の 許 可 (更 新 許 可 を 除 く) を 行 う こ と。</p> <p>4 登 録 販 売 者 の 事 業 登 録 事 に 関 する こ と。</p>	
1 6 獣 医 事 に 関 する こ と。			1 診 療 簿 及 び 検 査 簿 の 検 査 を 行 う こ と。	1 獣 医 師 法 (昭 和 2 4 年 法 律 第 1 8 6	

					と。	号)第22 条の規 に出の 進す と。療 2 獣医 法(平 年(法 46号 3条に 定診 の届 理に こと。		
	17 家畜人工授精所に 関すること。							
	18 家畜保健衛生所に 関すること。							
農地・担い手支援課	1 農地の振興整備に 関すること。	1 農業振興法の第44条に 基づき、農業地域の振 興整備(昭和58年法 律第58号)の第44条 に基き、農業地域の 振興整備を定めるこ と。同法の第66条に 基き、農業地域の振 興整備を定めること。 2 同法の第44条に 基き、農業地域の振 興整備を定めること。 同法の第66条に基 き、農業地域の振興 整備を定めること。	1 同法の第55条に基 き、農業地域の振興 整備を定めること。 2 同法の第153条に 基き、農業地域の振 興整備を定めること。 3 同法の第153条に 基き、農業地域の振 興整備を定めること。 4 同法の第153条に 基き、農業地域の振 興整備を定めること。	1 同法の第77条に基 き、農業地域の振興 整備を定めること。 2 同法の第88条に 基き、農業地域の振 興整備を定めること。 3 同法の第99条に 基き、農業地域の振 興整備を定めること。 4 同法の第115条に 基き、農業地域の振 興整備を定めること。	1 同法の第111条に基 き、農業地域の振興 整備を定めること。 2 同法の第141条に 基き、農業地域の振 興整備を定めること。 3 同法の第141条に 基き、農業地域の振 興整備を定めること。 4 同法の第141条に 基き、農業地域の振 興整備を定めること。	1 同法の第131条に基 き、農業地域の振興 整備を定めること。 2 同法の第161条に 基き、農業地域の振 興整備を定めること。 3 同法の第161条に 基き、農業地域の振 興整備を定めること。 4 同法の第161条に 基き、農業地域の振 興整備を定めること。		

								<p>つ条の基決と。第第規づ町しる 第の項に、の合認こ に同項に裁こ 法条の基市対す 法条3定き村分をる 法条1定き地に開のす 法条1定き地外内を為てす てて6定きこ 同3項に、に示と。同3第規づ町換画す 同5項に、のに移係をと。法条1定き用内を可と。同5第規づ用以域内を為てす 立第規づす 5 1 3定き村指こ 6 1 2の基市交計可と。 7 1 2定き権等調る 8 1 2の基農域け行可と。 9 1 4の基農域区お発つ告こ 1 0</p>		<p>用変積ク以用外を区入め農用変農用除の係にこ 利の面ヘル農域土地編たう利のび利を画に議る除 地画、2一の区土用なる行地画及地画計更協すを 用計更がタ下地の農域すに用計更用計く変る関と</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

				計画法(昭和43年1第1021号)第3条第1項に定める区域市街区域と農業に			
	2 農業振興会 促進審議 に 関 す る こ と。						
	3 農村地域 工業等に 関 す る こ と。	1 農村地域 工業促進 法第4条に 基 づ き 農 工 業 基 礎 を 定 め る こ と。	1 同法第4 条に基 づ き 農 工 業 基 礎 を 定 め る こ と。	1 同法第5 条第2項 に基 づ き 実 を こ と。 2 同法第5 条第1項 に基 づ き 実 を こ と。			
	4 農地法(昭 和27年第 22号)の 規定によ り自産に 関 す る こ と。	1 同法第5 条に基 づ き 農 工 業 基 礎 を 定 め る こ と。		1 同法第5 条第1項 に基 づ き 実 を こ と。 2 同法第5 条第2項 に基 づ き 実 を こ と。 3 同法第5 条第3項 に基 づ き 実 を こ と。			

と。農地法の一部を改正する法律（平成21年第111号）の規定による前法（第6及び7号）と同一の規定により、農地の改訂（第74条）による命と。

5 農地法の一部を改正する政令（平成21年第5号）の規定による前法（昭和47年第4号）第15条の規定を施行するに当たって、旧法第4条の規定を施行すること。

6 旧法第72条の規定によること。

7 旧法第72条の規定による地

法の一部を改正する法律（平成21年第111号）の規定による前法（第6及び7号）と同一の規定により、農地の改訂（第74条）による命と。

法の一部を改正する政令（平成21年第5号）の規定による前法（昭和47年第4号）第15条の規定を施行するに当たって、旧法第4条の規定を施行すること。

旧法第72条の規定によること。

旧法第72条の規定による地

					<p>8 関すること。 農地法第49条の規定による調査を行うこと。</p>			
		5 民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく農事調停に関すること。			1 同法に基づき農事を調停すること。			
		6 農地对価徴収金に関すること。						
		7 農地の利用推進に関すること。						
		8 農地の集積に関すること。						
		9 農業会議及び農業委員会に関すること。						
		10 公益財団法人熊本県農業公社に関すること。						
		11 農業の担い手の育成に関すること。						
		12 農業経営の改善に関すること。						
		13 女性農業者及び高齢農業者に関すること。						
		14 新規就農に関すること。						
		15 青年農業者の育成に関すること。						
		16 農業大学校に関すること。						
農村振興	農村計画	1 土地改良区等に関すること。	1 土地改良法(昭和24年法律第19	1 土地改良区の設立及び運営に係る	1 団体営土地改良事業の適否決	1 団体営土地改良事業の適否決		

局	課	<p>8 基 営 良 行 の び 条 規 づ 業 更 に 回 す 第 国 改 施 書 及 7 の 基 事 変 更 に 関 す) 条 に 地 業 請 達 8 3 に 同 画 協 議 関 す 号 5 5 づ 土 事 申 進 第 の 定 計 の 対 答 関 す</p>	<p>認 可 等 に 関 す る こ と。</p>	<p>定 及 び 認 可 等 に 関 す (非 補 助 事 地 業 改 良 係 除 も の を) 。 営 土 く 。) 。 良 事 の 2 地 改 施 否 決 定 画 業 適 及 決 関 に 及 決 関 と。</p>	<p>定 及 び 認 可 等 に 関 す (非 補 助 事 地 業 改 良 係 除 も の を) 。 同 法 第 2 1 1 7 定 基 土 規 づ 改 員 の 区 地 役 退 任 の 就 告 を と 公 する</p>		
	2	<p>土 地 改 良 財 産 の 管 理 関 係 する と。</p>	<p>1 重 要 な 土 地 改 良 財 産 の 関 分 係 する 関 係 する と。</p>	<p>1 土 地 改 良 財 産 (土 財 地 改 良 管 理 及 び 関 係 分 条 例 (昭 和 熊 3 2 年 条 例 本 第 3 2 号) 第 1 2 条 第 第 3 項 及 び 1 号 及 第 3 2 号 及 第 3 第 掲 産 特 水 産 指 定 施 設 が た 財 産) の 理 委 託 する 事 と。</p> <p>2 土 地 改 良 財 産 の 軽 易 う な も の 関 係 する こと。</p>			
	3	<p>農 業 農 村 整 備 に 係 る 施 策 の 企 画 及 推 進 関 係 する こと。</p>			<p>1 農 業 農 事 村 整 備 企 画 業 関 係 する 事 関 係 する こと。</p>		
	4	<p>県 営 及 び 団 体 営 業 の 農 業 農 村 整 備</p>			<p>1 農 業 農 事 村 整 備 調 査</p>		

	事業の調査 計画及び新 規採択に開 すること。			に關する こと。農 2 業農 村整備事 業の新規 採択に關 すること。			
	5 国営土地 改良事業(以 下この部に おいて「国 営事業」と いう。)に係 る関係機開 等との調整 及び国営事 業の推進に 關すること。						
	6 国営事業 に係る営農 に計画及び 調整計画の 推進に關す ること。						
	7 国営事業 に係る調査 に關すること。						
	8 国営事業 に伴う付帯 関連事業の 計画、調整 及び推進に 關すること。						
	9 農業用水 の調整に關 すること。						
	10 農村振 興局長に關 すること。						
農地整備課	1 農地の集 団化及び開 地計画に關 すること。			1 国営及 び県営土 地改良係 業に係る 換の決定 のび変更 びに換地 処分關 2 するこ と。団体 2 土地改良 土事業係 事換に地 關すにこ と。交換 3 分			

				合に關す ること。			
2	農業農村 整備事業に 係る事業用 地の取得及 び補償に關 すること。						
3	県営及び 団体営の農 業農村整備 事業(農村計 画課の分掌 ものを除 く。)に關す ること。			1 地区予 算の割当 に關す ること。			
4	海岸保全 事業(農林水 産省農村振 興局所管)に 關すること。	1 海岸保 全事業長の 全期計画に 關すること。		1 地区予 算の割当 に關す ること。 2 海岸法 (昭和31 年法律第 101号) 第3条に よる海岸 保全指定 の変更又 は廃止を 決すること。			
5	防衛施設 周辺障害の 防止事業の うち農業に 關すること。						
6	農地及び 農業の災害 復旧に關す ること。			1 農林水 産施設復 旧の補助 費の措置 に關する 法律(昭 和55年 政令第 152号) 第4条に よる補助 率の増高 を申請す ること。 2 同令の 第4条に よる			

				復 旧 事 計 画 及 復 旧 助 要 出 業 要 災 害 事 業 概 提 事 計 画 を 出 提 書 書 案 を 書 出 する こと。			
	7 地すべり防止事業(農林水産省農村振興局所管)に関すること。		1 地すべり防止区域の指定に関すること。 2 地すべり防止工事基本計画を策定すること。	1 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第11条の規定による設計及び計画を承認すること。 2 地すべり等防止法施行令(昭和33年政令第112号)の規定に徴する軽微な指定すること。 3 地区予当算の割当すること。	1 同法第18条の規定による許可すること。		
むらづくり課	1 中山間地域の整備に関すること。						
	2 中山間地域の整備に関すること(農村計画課の分掌に係るものを除く)。						
	3 ふるさと・水と土保全基金に関すること。						
	4 経営構造対策に関すること(人権啓発等を含む)。						
	5 鳥獣被害対策に関すること。						

	ること。						
	6 都市農村交流に関すること。						
	7 日本型直接支払制度に 関すること（環境保全型 直接支払のものを除く）。						
	8 食文化の継承活動に関する こと。						
	9 世界農業遺産に関する こと。						
技術管理課	1 農業・森林・水産の土木工事に 関すること。						
	2 農林水産部の補助事業の うち物の検査に関する こと。						
	3 農業・森林の土木工事の 設計・積算に関する こと。						
	4 農業・森林の技術者の 技術研修・指導に関する こと。						
	5 農業・森林に係るシステム 及び農地情報の開発に 関すること。						
	6 農業・森林の土木工事の システムに関する こと。						
	7 農業・森林に係る副産物の 対策						

		に 関 する 事 項						
		8 農 業 ・ 森 林 土 木 工 事 に 係 る 評 価 に 関 す る 事 項						
		9 農 業 ・ 森 林 土 木 工 事 に 係 る コ ス ト の 縮 減 に 関 す る 事 項						
		10 農 業 ・ 森 林 土 木 工 事 に 係 る C A L S / E C の 推 進 に 関 す る 事 項						
		11 地 籍 調 査 に 関 す る 事 項	1 国 土 調 査 法 (昭 和 2 6 年 法 律 第 1 8 0 号) の 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 地 籍 調 査 に 関 す る 事 項 に 関 する 事 項	1 同 法 第 6 条 に 基 づ き 、 又 村 地 等 国 を 指 定 す る 事 項	1 同 法 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 地 籍 調 査 に 関 す る 事 項	2 同 法 第 6 条 (第 1 項 除 規 定) に 基 づ き 、 地 籍 調 査 に 関 す る 事 項	3 同 法 第 8 条 に 基 づ き 、 地 籍 調 査 に 関 す る 事 項	4 同 法 第 1 9 条 に 基 づ き 、 地 籍 調 査 に 関 す る 事 項
森	森	1 民 有 林 森	1 地 域 森	1 地 域 森	1 地 域 森	1 森 林 経		

林局	林整備課	林計画に關すること。	林計画を策定すること。	林計画の變更に關すること。	計画の對する意見の申立を受理すること。 2 市町村の森林計画及び調整に關すること。 3 森林整備に關すること。 3 森林整備に關すること。 (所在地が2以上の区域に跨る場合を含む。) 2 市町村の森林計画及び調整に關すること。 3 森林整備に關すること。	2 空測及び承認すること。 3 他府の林画事務に關すること。		
		2 国有林と民有林の森林調整に關すること。			1 国有林と民有林の森林調整に關すること。			
		3 森林審議会に關すること。						
		4 森林經營の集約化に關すること。						
		5 森林整備保全事業に關すること。						
		6 民有林の造林奨励に關すること。	1 造林事業の策定すること。		1 造林事業の年度及び変更の計画に關すること。 2 造林の推進に關すること。 3 造林の推進に關すること。			

<p>7 林業用種 苗に関する こと。</p>			<p>こと。 1 苗木生産 産指に事 業に関す ること。用 2 林業用給 種苗需議 調整会す にこと。用 3 林業用評 苗木品に 会催すこ と。種苗団 4 体の指 にこと。導 5 公營種 子採取事 業に關す ること。種 6 林業種 苗法(昭和 45年法 律第89 号)第3 条第1項 の規定に 樹若母は 育種又母 林通母樹 若普通母 普林を指 し、第9 項の定め を解除し び第2項 の規定に よる採取 の禁止を し、この 分をとし こ示す。 7 産事 業者講</p>	<p>1 林業用 苗養成状 況を調査 すること。 2 林業用 種苗得苗 を調査す ること。用 3 林業用 種苗需給 を調査す ること。用 4 林業用 種苗需給 計画に 5 実を調査 すること。 6 きゅう 果の採取 状況を 調査す ること。 7 採取調 査を するこ と。</p>	
---------------------------------	--	--	--	--	--

				実施する の実 関す こと。			
				8 生産者登録に 業の公す 関す こと。			
				9 林木品 種改良 業に 関す こと。			
	8 民有林の 間伐促進に 関すること。						
	9 県有林地 の取得、交 換、譲与及 び地上権設 定に 関すること。						
	10 県有林 の造成、処 分及び伐採 跡地検査に 関すること。			1 新植事 業及び保 有事業計 画(附帯施 設を含む を)を策 定するこ と。 2 森林保 険加入契 約を締結 すること。 3 林産物 の計画外 処分を(評 価額10万 満の除く。 を)。 4 立木等 売払代金 の延納割 合を決定 すること。	1 伐採跡 地検査に 関すること。		
	11 県有林 の管理に 関すること。			1 県有林 経営計画 策定及 び実施 すること。 2 県有林 の保全 に 関す こと。			
	12 林業公 社に 関する	1 林業公 社に 対す					

	こと。	<p>整備をけ 林金付と。公 森資しこ。業 備貸る。林。対 2 社に農。資 る業付。金 務保。証 すを。</p>					
	1 3 森林病 害虫等に関 すること。						
	1 4 林業技 術の普及及 び指導に関 すること。			<p>1 林業普 及指導及 指方針業 施林業普 実方業及 及指業普 業指導事 画実の策 に。計 こ。定 2 普 指 導 職 員 設 置 関 す こと。</p>			
	1 5 林業研 究指導所 にすること。						
	1 6 森林局 長にすること。						
林業振興課	1 流域森林 ・林業策 にすること。						
	2 林業・木 材産業振 興施設等 にすること。			<p>1 林業・ 木材産 業振興 施設事 業の計 画に 関す こと。</p>	<p>1 林業・ 木材産 業振興 施設事 業の計 画に 関す こと。</p>		
	3 特用林産 物及び樹 林業に すること。		<p>1 特用林 産事業 に振 興基 本策 を定 む こと。</p>	<p>1 特用林 産物の 加工 流通 を計 画す こと。 2 樹芸 業の 策定 を 実 施 す こと。</p>	<p>1 特用林 産物の 加工 流通 を計 画す こと。 2 特用 産物 需給 実調 査報 告を す こと。</p>		

	4 林業担い手対策に関すること。		1 林業担い手の育成に関する基本計画の策定すること。		1 林業労働安全衛生に関する普及啓発を行うこと。 2 林業従事者及び継業者の研修を行うこと。		
	5 林道に関すること。		1 林道網整備を決定すること。	1 林道の更なる目的等を認めること。			
	6 県産材の利用推進に係る企画及び調整に関すること。						
	7 県産材の販路拡大に係る計画及び県産材の宣伝に関すること。						
	8 木材業者及び製材業者の指導及び育成に関すること。						
森林保全課	1 保安林に関すること。		1 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1号から第3号までの保安林（重要流域内に限る。以下「大臣保安林」という。）の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（重要な	1 大臣権限の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（部長官の専断による）。 2 大臣権限の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること（部長官の専断による）。	1 大臣権限の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること。 2 知事権限の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること。 3 損失の賠償を行うこと。 4 特定保安林の指定及び解除を農林水産大臣へ申請すること。		

		<p>限る。)。第25条第1項第3号の保安（重要域以外に流内にも存するのに限り。）。同法第25条第1項第4号から第11号までの保安（以下「知事限保安」という。）。指定解除を示すこと（重要なものに限る。）。</p> <p>3 同法第38条の規定に基づく処分をす</p>	<p>3 保安林の指定変更すること。保安林に行為を制限すること。保安林の指定解除に際して保安林の指定解除の指</p> <p>4 予に行限ること。保安林及び係書の関係。保安林の指定解除の指</p> <p>5 保安林及び係書の関係。保安林の指定解除の指</p> <p>6 保安林の指定解除の指</p>	<p>す。面定す</p> <p>5 へ。積をる</p> <p>申請と。伐限表と。</p>	
<p>2 林地開発行為に関すること。</p>		<p>1 森林法の第10条の規定による民有林の発行許可をすこと（重要なものに限る。）。</p> <p>2 同法第10条の3の規定に基づく監督をす</p>	<p>1 同法第10条の規定による民有林の発行許可をすこと（公室専らに除く。）。</p>	<p>1 同法第10条の12の規定による発行完了に認めらるる本審議の。</p>	
<p>3 治山事業</p>	<p>1 治山事</p>	<p>1 治山事</p>	<p>1 単県治</p>	<p>1 治山事</p>	

		<p>に関するこ と。</p>	<p>業の基本 計画策を 定するこ と。</p> <p>2 地すべ り防区 域の指 定に 関す こと。</p>	<p>業の年 計画度 定する こと。</p>	<p>山事業の 計画承 認にす ること。</p> <p>2 山 地 災 害 報 告 関 報 告 と。す 此 3 地 止 工 り 防 本 事 基 計 画 に 計 る 事 画 4 地 等 防 止 り 法 第 1 定 法 条 の 規 工 に 事 の よ り 計 及 計 画 実 施 認 と。 画 を 承 5 林 地 荒 廃 防 止 施 設 災 害 復 旧 計 画 復 に 関 する 復 こと。</p>	<p>業の箇所の 計画及協議 決定関す にこと。第 業別決設に 同 8 条の 1 8 定に 規 行 為 許 可 関 す 事 こと。</p>		
		<p>4 森 林 公 園 の 整 備 等 関 する 事 に 関 する 事 こと。</p>						
		<p>5 森 林 の 公 有 化 に 関 する 事 こと。</p>						
		<p>6 緑 化 の 普 及 及 び 啓 に 関 する 発 と (都 市 此 緑 化 に 関 除 る 事 こと) く。) 。</p>						
		<p>7 入 会 林 野 等 整 備 事 に 関 する 業 と。 関 する 事 こと。</p>		<p>1 入 会 林 野 等 整 備 計 画 の 認 可 及 び 公 告 に 関 する 事 こと。</p>		<p>1 入 会 林 野 等 整 備 事 業 の 指 導 に 関 する 事 こと。</p>		
水産局	水産振興課	<p>1 水産技術 の普及及び 指導に 関する こと。</p>						
		<p>2 沿岸漁業 の構造改善 に 関 す る こ と。</p>			<p>1 漁業経 業構造改 善事業の 定 計 画 策</p>			

			及びその 変更に関 すること。			
3	水産物の 流通に関 すること。					
4	栽培漁業 の推進に 関すること。		1 栽培漁 業基本計 画の策定 に關す こと。			
5	資源管理 型漁業の 推進に關 すること。		1 資源管 理計画の 策定に關 すること。			
6	内水面漁 業の振興 に關す こと。		1 内水面 漁業振興 計画に關 すること。			
7	養殖業の 振興に關 すること。	1 持続的 養殖生産 確保法 (平成1 1年法律 第51 号)第8 条の規 定による 特定疾 病のまん 延の防 止に關 すること。	1 同法第 4条によ る改善 計画に 關す こと。 2 同法 第7条 による 勧告に 關す こと。			
8	漁場環境 の保全に 關す こと。					
9	漁業法(昭 和24年法 律第267 号)の施行 に關す こと。	1 漁場計 画策定方 針に關 すること。	1 漁業の 免許に 關す こと。 2 漁場 計画に 關す こと。 3 漁業 登録に 關す こと。 4 漁業 権限の 変更 に關 す こと。 5 漁業 権限の 行使 に關 す こと。 6 同法 第67 条の 規定 に基 づく	1 漁場調 査及び 管理に 關す こと。 2 免許 漁業原 簿(抄 本)の 交付に 關す こと。 3 漁業 調整に 關す こと。 4 同法 に基づく 許可 及び 変更 の許可 に關 す こと。 5 漁場内		

			<p>する 監の関 業員に 漁吏免 と。漁司 督任す 7 察名 8 関 9 と。 反政 関す と。</p>	<p>破許す 礁の関 の碎に 岩等に の碎に 可るこ 6 つき 6 そ設 7 許置 7 す可 7 する 7 捕の 8 捕に 8 殖の 9 殖に 9 可漁 1 0 換業 1 0 関証 1 0 許漁 1 0 再業 1 0 関証 1 0 付の 1 0 交漁 1 0 付業 1 0 する 1 0 こと</p>	
<p>1 0 漁船及 び遊漁船 に業 関事 と。</p>				<p>1 漁船法 (昭和25 年法律第 178号) に基づく 漁船の建 造、改造 及び転用 の許可、 漁船の新 規及び登 録に並 びに漁船 簿の交 付に施 すに漁 票を付 するに 関し、(広 域の務 も除く。 に定 めらる る漁船 及び機 器の指 定及び 検査に 関する こと)</p>	

					<p>の指定に 関するこ と。漁船建 造等に關 する。漁船 の報告に 關すること 。漁船の 建造に關 すること。 漁船の總 数の係測 に關する の明書及 び報告に 關すること 。遊漁船 の適正化 に關する 法律(昭 和63年 9月3日 法律第 99号)に 基き、遊 漁業者の 登録、任 務講習、 漁船の指 定、及び 検査に關 すること (広域の 事務を除 く。)</p>		
1 1	海面利 用に關 すること。						
1 2	海区漁 業調整 委員会 及び内 水面漁 場管理 委員会 に關 すること。			1 海区漁 業調整 委員会 内水面 管理の 監督に 關すること。			
1 3	漁業取 締事務 所に關 すること。						
1 4	水産研 究セン ターに 關する こと。						
1 5	水産局						

漁港漁場整備課	長に関する こと。					
	1 漁港に関する こと。	1 漁港指定に関する こと。	1 漁港区域の変更 に関する こと。	1 事業及び計画の変更と。海岸区域の指定又は中止を決定すること。漁港整備計画に漁港及び沿岸状況を漁港関係事業の単承をと。漁港及び沿岸旧調査と。漁港及び沿岸旧実承にこ 2 海岸区域の指定又は中止を決定すること。漁港整備計画に漁港及び沿岸状況を漁港関係事業の単承をと。漁港及び沿岸旧調査と。漁港及び沿岸旧実承にこ 3 漁港整備計画に漁港及び沿岸状況を漁港関係事業の単承をと。漁港及び沿岸旧調査と。漁港及び沿岸旧実承にこ 4 漁港及び沿岸状況を漁港関係事業の単承をと。漁港及び沿岸旧調査と。漁港及び沿岸旧実承にこ 5 漁港関係事業の単承をと。漁港及び沿岸旧調査と。漁港及び沿岸旧実承にこ 6 漁港及び沿岸旧調査と。漁港及び沿岸旧実承にこ 7 漁港及び沿岸旧実承にこ 8 漁港及び沿岸旧実承にこ 9 漁港及び沿岸旧実承にこ	1 同法第39条、第61条及び第63条第8項で定める協議の条件及び 2 熊本市条例(昭和37年第17号)に基づく許可、承認、処分及び 3 漁港関係	

				と。 1 0 漁 港 備 場 整 2 法 (昭 和 律 5 年 法 7 第 1 3 7 号)に 基 づ く 許 可 及 び 認 可 に 関 す る こ と (課 (セ ン ター)長 専 決 事 項 に 該 当 す る も の を 除 く。)。			
2 漁 港 に 係 る 公 有 水 面 に 関 す る こ と。		1 公 有 水 面 埋 立 法 行 令 (大 正 1 1 年 勅 令 9 4 第 1 号)第 3 条 2 項 に 基 づ いて 認 可 係 属 する 漁 区 域 内 の 公 有 水 面 の 免 許 事 務 を 行 う こと。	1 漁 港 区 域 内 の 公 有 水 面 の 免 許 事 務 (同 施 行 令 第 3 条 2 項 の 規 定 を 免 除 する こと。 2 漁 港 区 域 内 の 公 有 水 面 の 免 許 事 務 を 行 う こと。	1 漁 港 区 域 内 の 公 有 水 面 の 免 許 事 務 (同 施 行 令 第 3 条 2 項 の 規 定 を 免 除 する こと。 2 漁 港 区 域 内 の 公 有 水 面 の 免 許 事 務 を 行 う こと。			
3 海 岸 及 び 漁 港 の 美 化 に 関 す る こ と。							
4 沿 岸 漁 場 の 整 備 に 関 す る こと。			1 沿 岸 漁 場 整 備 事 業 の 策 画 を 策 定 す る こと。 2 沿 岸 漁 場 整 備 事 業 の 年 度 別 策 画 に 関 す る こと。				

8 土木部

局	課	分掌事務	知事決裁事項	部（公室）部長専決事項	部内局長専決事項	課（セ）長専決事項	備考欄に定める職務	欄め付専決事項	備考
	監理課	1 土木部各先職手土の経 課及び出属に課の 機関の人事に 員並びに各課 続木部事務費 木事務費の経 理に関する こと。							
		2 土木施策 の企画調整 に関するこ と。							
		3 建設業に 関すること。		1 建設業 法（昭和 24年法 律第10 0号）第 19条第 5項に基 づく者へ 勧告す ること。 2 同法第 28条に 基づき、 建設業者 へ指示 し、及び 営業を停 止すること。 3 同法第 29条に 基づき、 建設業者 の許可を 取り消す こと。 4 同法第 41条に 基づき、 建設業者 及び建設 業者団体 へ指導、 助言及び 勧告をす ること。	1 同法に 基づく建 設業及び 建設業の 許可を更 新すること。 2 同法第 27条に 基づき、 建設業者 の申請書 を審査す ること。 3 同法第 31条に 基づき、 建設業者 の申請書 を審査す ること。 4 同法第 27条に 基づき、 建設業者 の申請書 を審査す ること。 5 建設業 者の育成 に関する こと。 6 建設統 計の収集 及び報告 に関する こと。				

		5 同法第42条に基づき、引正員を置くこと。		7 建設機械(昭和49年4月)の検査をす。		
4 浄化槽工事に関すること。			1 浄化槽法(昭和48年第43号)第32条に基づく浄化槽業者の登録取消し等。	1 同法第21条に基づき、浄化槽の登録取消し等。 2 同法第33条に基づく浄化槽工事の受理。 3 同法第31条第2項に基づく報告の徴査。		
5 解体工事に関すること。			1 建設工事関係の法律第51条に基づく解体業者の登録取消し等。	1 同法第21条に基づき、解体工事の登録取消し等。 2 同法第71項に基づく報告の徴査。		
6 建設工事の請負契約	1 建設業者の格付					

	に 関 する 事 項 に 関 する 事 項	の び 査 考 の び 査 考					
	7 測 量 法 (昭 和 2 4 年 法 律 第 1 8 8 号) に 関 する 事 項				1 同 法 第 1 4 条 に 基 づ いて 測 量 公 共 施 示 の 公 示 関 係 事 項 2 同 法 第 2 4 条 に 基 づ いて 測 量 標 準 の 国 土 院 の 理 へ に 関 する 事 項		
	8 建 設 工 事 紛 争 審 査 会 及 び 建 設 業 審 議 会 に 関 する 事 項						
	9 土 木 部 長 室 に 関 する 事 項						
用 地 対 策 課	1 土 地 取 用 に 関 する 事 項	1 土 地 取 用 法 (昭 和 2 6 年 法 律 第 2 1 9 号) 第 1 2 条 第 1 項 に 基 づ いて 認 定 事 業 を 認 定 する 事 項		1 事 業 認 定 申 請 書 の 欠 陥 補 正 等 関 係 事 項 2 同 法 第 1 1 条 に 基 づ いて 認 定 事 業 を 認 定 する 事 項 3 同 法 第 4 条 に 基 づ いて 認 定 事 業 を 認 定 する 事 項	1 事 業 認 定 申 請 書 の 欠 陥 補 正 等 関 係 事 項		
	2 土 木 事 業 用 地 取 得 及 び 地 上 物 補 償 事 項						

	3	公有地の進 拡大の推こ に關するこ と。						
	4	国土交通 省所に属し 課に国有の い財産の管 財に關する に關するこ と。						
	5	収用委員 會に關する こと。						
	6	熊本県事 業認定審議 會に關する こと。						
土木技術 管理課	1	土木工事 の検査に關 すること。						
	2	土木工事 の設計基準 に關するこ と。						
	3	土木工事 の施行方法 の改善に關 すること。						
	4	土木技術 職員の技術 指導に關す ること。						
	5	土木工事 の実施管理 に關するこ と。						
	6	土木工事 に係る積算 システム、管 理システム 及び電子納 品に關する こと。						
	7	CALS/EC (公共事業支 援統合情報 システム)に 係る施策の 企画、調整 及び推進に 關すること。						
	8	熊本県建 設技術セン ターに關す ること。						

規り用をる
 のよ費額す
 条にの担決と。
 0 定そ負決こ

4 3 規り用又区定こ
 4 7 規定道の禁制の行
 同 法 第のよ占止限指う

5 4 規り域をと。
 4 4 規定沿道の指う
 同 法 第のよ区定こ

6 4 2 に動道定こ
 4 8 のよ車路の行
 同 法 第の定自用指う

7 4 7 に転道指うこ
 4 8 のよ車路等を
 同 法 第の定自用の行

8 7 2 定監をと。
 7 1 項に督行
 同 法 第の規り分こ

9 7 4 定道員をと。
 7 1 項に路の行
 同 法 第の規り理免こ

1 0 第のよ物
 9 4 規定不の
 同 法 条に用返

			<p>を 行 う こ と。</p> <p>1 1 車 輛 制 限 令 (昭 和 3 6 年 政 令 第 2 6 5 号) の 施 行 に 関 す る 道 路 の 指 定 を 行 う こ と。</p> <p>1 2 電 線 共 同 溝 の 整 備 等 に 関 係 する 特 別 措 置 (平 成 7 年 法 律 第 3 9 号) の 規 定 によ り 電 線 共 同 溝 を 指 定 す る 道 路 を 行 う こ と。</p>		
2 道路整備特 別措置法(昭 和31年法 律第7号)に 関すること。	<p>1 同 法 第 3 3 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 協 議 に 応 じ、 又 は 同 意 を 行 う こ と。</p> <p>2 同 法 第 1 6 条 の 規 定 に よ り 同 意 を 行 う こ と。</p>		<p>1 同 法 第 8 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 見 意 を 決 定 し、 又 は 同 意 を 行 う こ と。</p> <p>2 同 法 第 1 7 条 の 規 定 に よ り 見 意 を 決 定 し、同 意 を 行 う こ と。</p>		
3 軌道に関 すること。			<p>1 軌 道 法 に 規 定 する 通 関 限 界 に 関 する 事 務 府 が 都 道 府 県 知 事 の 指 示 等 を 行 っ て 認 可 する こと を 行 う こ と。 (昭 和 2 年 政 令 第 7 5 号) に 基 づ いて 行 う こ と。</p>		

				行うこと。			
	4 道路運送法(昭和26年法律第183号)に関すること。				1 同法第91条に規定する意見と。		
	5 道路の美化に関すること。						
	6 国有財産に関すること(道路法の道路敷及び法定外公共物の里道に限る。)						
	7 道路の維持に関すること。			1 道路法第46条第1項の規定に異象おける通行規制の指定を行うこと。	1 道路パトロール実施計画を決定すること。 2 道路通行規制の報告に関すること。		
	8 道路の建設に関すること(道路整備課の分掌事務に係るものを除く。)						
	9 市町村道に関すること。				1 市町村国庫工事の完了を認めること。		
	10 道路の環境整備に関すること。						
都市計画課	1 都市計画に関すること。	1 都市計画法第5条に基づき、都市計画区域等を定めること。 2 同法第18条に基づき、		1 同法第13条に基き、交通の得る国土をと。	1 同法第8条の基き、国土を協議すること。	1 熊本県、等と高齢者の社会的参加の促進に関する条例第8項に基き、	

				<p>5 項の規 定に基 き、都 道府 市外 の計 以の 画事 認可 すこ と。</p> <p>8 同法第 63条の 1項に 定基 き、事 計画の 更認 す可 と。</p> <p>9 同法第 81条に 規基 づく 処監 る分 るを 執(代 行除 く)。</p> <p>10 都市 計画法 行規(昭 和44年 建設省 令第49 第13条 に規 定す る都 市計 画の 更 変を すこ と。</p>		
	2 街路事業 に 関 する こ と。					
	3 土地 区 画 整 理 事 業 に 関 する こ と。			<p>1 土地 区 画 整 理 法 (昭和 29年 法律 第11 9号) 第4 条に 基 づく 、行 事 者 の 施 行 を 認 可 す こ と。</p> <p>2 同法 第10 条</p>	<p>1 同法 第1 17 条 に 基 づく 、新 行 つ た 者 の 氏 名 を 住 居 に て つ た 者 の 氏 名 を 届 出 す こ と。</p>	

規ぶ業縦す 第第規ぶ町業受こ
 の基事を供と。法条の基市事を
 項に、画にこ同5項に、の画す
 1 定き計覽る 6 5 1 定き村計理と。

計要をこじ、見る採必めををた知と。第第規ぶ合又計更す 第第規ぶ見査可し対計要をこじ、見る採必めををた知と。第第規ぶ合又計更す
 業必正る命意係をを認旨書し通こ法条の基組款業変可と。法条の基意審認請に業必正る命意係をを認旨書し通こ法条の基組款業変可と。第第規ぶ見査可し対計要をこじ、見る採必めををた知と。第第規ぶ合又計更す
 事に修えをはに見すをい見出にる同9項に、定事の認こ同9項に、を、申者事に修えをはに見すをい見出にる同1項に、徴賦の分す
 し画な加と又書意択要な意提者す 7 3 1 定きのは画をを 8 3 2 定き書しををたし画な加と又書意択要な提者す 9 4 4 定きのは画をを

<p>と。 1 0 同 法 第 4 5 条 規 2 項 の 基 づ 定 に 組 合 の 散 合 の 解 を の 可 合 の 認 を の 可 る こ と。 1 1 同 法 第 4 9 条 の 規 に の づ 基 基 づ づ 組 合 の 決 算 報 告 承 認 を こ と。 1 2 同 法 第 5 1 条 の 規 1 定 の 2 項 に づ に 基 づ 区 画 整 理 画 社 の 規 準 及 び 事 業 計 画 を 認 可 す こ と。 1 3 同 法 第 5 3 条 の 規 3 定 の 8 項 に づ に 基 づ 意 見 書 を 審 査 し を 認 可 し を 請 じ 申 者 に 対 し 規 準 及 び 事 業 計 画 に 必 要 な 修 正 を こ じ 命 じ 意 見 は 採 取 を 認 め 見 出 した る 意 見 書 を 通 知 す こ と。 1 4 同 法 第 5 1 0 条 の 1 項</p>		
--	--	--

づ画社又計更す。法条第規づ見査可し対計要をこじ、見る採必めをた知と。
 基区会準業変可と。同10の基意審認請に業必正る命意係を認旨し通と。
 に、理規事の認こと。同51項に、を、申者事に修えをはに見すをい出にるこ
 1 5 第の2定き書しをたし画な加と又書意択要な提者す
 1 6 第の1定き整のし割画社す区事部は譲譲認こ
 1 7 第の1定

画地区事止了てる
区会地理靡終いす
、理土整のはつ可と。
き整の画業又認めこ

1 8 法条の基施設及計
第51項に、程業め、業おめのつ土臣を若市設要す
第規づ行び画又計いる概い交の受し町計をる

1 9 法条の基熊市議に県計いを又書し通こ
第4項に、都審議、業つ正、見出にる
第規づ本計会よの画て加はをた知と。

2 0 法条の基熊市議に市
第4項に、都審議、

事に修えを又書し通この画で加と、見出にる町業つ正る命はをた知と。

2 1 第51条の基事に定計のつ国大可又村の變更を可と。

2 2 第72の項に市設地供が施及計可と。

2 3 第73の項に意見審認請に行び

法条項に、画て設要に、通認を受け、町計の認可をる

法条1定、がた住宅社る程業認可

法条8定、を、申者施及計

要をこ
 必正る命じ、見る採必めををた知
 に修えを命は意係をる認旨書し通
 画な加と又書意択要な意提者す
 2 4 第の4定きみし住宅公行は画をる
 2 5 第の5定き書しををたし画な加と又書意択要な意提者す
 2 6 第の6定き

2 4

2 5

2 6

項3 定し、土地回命
 1 第規反に土状を
 及の違者、原等
 第の違者、原等
 条及項にたしの復じ
 2 7 同 法
 第 8 6 条
 第 1 項の基
 規 定に換
 づ 計を
 地 画を
 定 換
 は 換
 画 認
 す 可
 2 8 同 法
 第 9 7 条
 第 1 項の基
 規 定に換
 づ 計の
 地 画
 変 更
 い 認
 す 可
 2 9 同 法
 第 1 2 3 条
 の 基 づ 基
 に づ づ づ
 個 人 施 行
 者 組 合 行
 区 画 整 理
 会 社 又 は
 市 町 村 に
 対 し 等 の
 報 告 提 出
 提 出 等 を
 勧 告 等 を
 す 可
 3 0 同 法
 第 1 2 4 条
 の 規 定
 に 基 づ 基
 づ づ づ
 個 人 の 施 行
 者 の 土 地
 区 画 整 理
 事 業 に 督
 す 可
 3 1 同 法
 第 1 2 5 条
 の 規 定
 に 基 づ 基
 づ づ づ

				<p>の施 組行 地理 つ監 こ 3 2 第 条 規 づ 画 社 す 区 事 い 督 と。</p>		
4	市街地再 開発事業に 関すること。			<p>1 都 市 再 開 発 法 (昭 和 法 律 第 8 条 第 1 項 に 定 ま る 施 工 可 行 と 。</p> <p>2 同 法 第 7 条 第 1 項 に 定 ま る 基 礎 規 則 の 認 可 と 。</p> <p>3 同 法 第 7 条 第 4 項 に 定 ま る 基 礎 規 則 の 認 可 と 。</p> <p>4 同 法 第 7 条 第 1 項 に 定 ま る 基 礎 規 則 の 認 可 と 。</p>	<p>1 同 法 第 7 条 第 1 項 に 定 ま る 基 礎 規 則 の 認 可 と 。</p> <p>2 同 法 第 6 条 第 1 項 に 定 ま る 区 域 計 画 の 認 可 と 。</p> <p>3 同 法 第 5 条 第 1 項 に 定 ま る 基 礎 規 則 の 認 可 と 。</p>	

								<p>9 項に、行任査承こ 1 定き施選審をる 法第2項に、行業認こ の規づ人のる員す 同条第1項に、行業認こ 基個者す委認と。 70の基個者終可と。</p>	<p>5 6 7 8</p>	<p>3 4 5 6</p>	<p>第54項に準場 54定てる含む 規いすを 同8項に、理氏住出す 3 21定きののび届理と。 4 51定き計覽る法条に準場む。 5 61定きの變更築他物等す 6 81定き変を供と第第び11</p>	<p>条のお用合)。第第規づ合長及の受こ 8 項に準場む。法条の基組事名所をる 法第規づ業縦す業縦す(同6定てる含 5 4 定てる含む。同8項に、理氏住出す 同3項に、画にこ第のいすを 第第規いすを 同8項に、理氏住出す 同3項に、画にこ第のいすを 3 21定きののび届理と。 同3項に、画にこ第のいすを 4 51定き計覽る法条に準場む。 同6項に、形更築他物等す 5 61定きの變更築他物等す 6 81定き変を供と第第び11</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--

					<p>第規づ款業し業針をる 第第規づ見査可し対計要をこじ、見る採必めををた知と。法条の基組収課滞をる</p> <p>8 条の基定事若事方更す。法条の基意審認請に業必正る命意係をる認旨書し通と。同法条の基組収課滞をる</p> <p>3 1 項に、は画は本変更可と。同 8 項に、を、申者事に修えを命意係をる認旨書し通と。同法条の基組収課滞をる</p> <p>9 3 2 定き又計く基の認こ 3 2 定き書しををたし画な加と又書意択要な意提出にるこ。同法条の基組収課滞をる</p> <p>1 0 第 4 3 定き合す金納認こ 1 1 第 4 4 定き合をるこ。同法条の基組収課滞をる</p> <p>1 1 第 4 4 定き合をるこ。同法条の基組収課滞をる</p> <p>1 2 第 4 規づ</p>	<p>いすを お用合 に準場 定てる 含む。)</p>		
--	--	--	--	--	---	---	--	--

第規づ開のる員す
 4の基再社す承認と。法条第規づ開の了す
 1項に、会任査承と。同 505の基再社終可と。法条の基施及計
 の1定き発選審をるるこ 18 第の1項に、会業認と。同 1項に、程業定め、業おめのつ土臣を若市設要す
 1 9 第第規づ行び画又計いる概い交の受し町計をるこ 20 第の基事に定計のつ土臣を若市設要

づ土臣を、分定し開、又みし住公理画す同16のお用合
 基国大可て処を若再社村の立方給管計可と(1の項に準場
 に、通認め理画、は会町市設地供の分認こ第条4定てる含
 定き交の受管計めく発市はがた宅社処をる法8第規いすをむ。
 3 5 同法80の基再社代をる 法4定
 第条第規づ開の行決こ。 同法4定
 3 6 第条に基づき、行 法4定
 個人組合、会市対告出、告る
 再社又村、の求はをと。 同法4の基
 3 7 第条規づ 1の定き、

				<p>3 8 第1条に基づき、監督すること。</p> <p>3 9 第1条の規定に基づき、開発を監督すること。</p> <p>4 0 第1条に基づき、市町村を監督すること。</p> <p>4 1 第1条に基づき、開計を監督すること。</p>				
5	熊本都市圏の都市交通に関すること。							
6	駐車場法（昭和32年法律第106号）の施行に関すること。							
7	熊本県都市計画審議会に関すること。		1 審議会の幹事の任命に関すること。					
8	熊本駅周辺整備事務所に関すること。							
9	景観行政、屋外広告物行政及び都市緑化の推進に関する							

3	第2条の2	第2項の1	第2項の1
4	第4条の1	第4項の1	第4項の1
5	第5条の1	第5項の1	第5項の1
6	第6条の1	第6項の1	第6項の1
7	第7条の1	第7項の1	第7項の1

				<p>守者の及の命 保業録し業を 槽検登録し業を 化点の取り停 ずる</p>	<p>3 更業出す 及び等をする 及びの受と 廃届理と。例 びの受と。例 及びの受と。例 及びの受と。例 及びの受と。例</p>		
		<p>4 生活排水 対策の企画 及び調整に 関すること。</p>	<p>1 熊本県水 生活排水基本 生対方針に 2 熊本県水 生処理施設 整備構定に 関すこと。</p>	<p>1 水質汚 濁防止法 (昭和45第 138号)第 14条第1 項の基づく 生活排水重 点指すこと。</p>			
河川 港湾局	河川課	<p>1 河川に 関すること。</p>	<p>1 河川法 (昭和39 年法律第 167号)第 5条の基づく 河川の指 定すること。 2 同法第 16条の基づく 河川本決 定すること。</p>	<p>1 同法第 16条の基づく 河川の指 定すること。 2 同法第 22条の基づく 洪水等緊 急措置を とること。 3 同法第 54条の基づく 河川区域 の指すこと。</p>	<p>1 同法第 6条の基づく 河川の指 定すること。 2 同法第 23条の基づく 水の許用 もくこと。 3 同法第 53条の基づく 水け調整 必要な</p>	<p>1 同法第 7条の基づく 堤防の作 定すること。 2 同法第 8条の基づく 許けみる 出と。</p>	

	<p>4 同法第56条の規定に基づき、河川の指定をすること。</p> <p>5 同法第23条に基づき、流水の占有の許可（河川法施行令（昭和40年政令第14号）第2条第3号に規定する特定水利使用（以下「特定水利」という。）に係るものに限る。）をすること。</p>	<p>は又は関 ににに 調停に すること。 4 同法第5条に 5 規定に基づき、河川保 川域におおける る行為をす る可こと。 5 同法第7条に 5 規定に基づき、河川予 川におおける に行可をす 可こと。 6 同法第5条の 7 2項に基 定く監督 分るに る可こと。 7 同法第9条に 7 規定に基づき、水 づく用の通 使交の認 土臣に可 に可こと。 8 同法第4条に 令第9条に 基づき、公 示をす ること。</p>		
<p>2 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸（国土交通省所管）の保全に関すること。</p>	<p>1 同法に基づき、海岸保全設備の設計を決定すること。</p>	<p>1 同法に基づき、海区域を指定すること。</p> <p>2 同法に基づき、監督に可分るに可こと。</p> <p>3 同法に基づき、漁業権の消滅を定めること。</p>		

<p>3 公有水面に関すること。</p>			<p>関すること。</p> <p>1 公有水面の免許を認めること。</p> <p>2 公有水面の埋立を認めること。</p>	<p>1 公有水面の埋立を認めること。</p> <p>2 公有水面の埋立を認めること。</p>		
<p>4 水防に関すること。</p>	<p>1 水防計画を決定すること。</p>		<p>1 水防団の指定すること。</p> <p>2 水防団の警備を要する河川を指定すること。</p>			
<p>5 土木災害事務の取りまとめに関すること。</p>			<p>1 災害の発生及び被害の拡大防止に関すること。</p> <p>2 国庫の負担及び申請認可に関すること。</p> <p>3 災害地の調査に関すること。</p> <p>4 成功の申請承認に関すること。</p> <p>5 旧事業の復旧に関すること。</p>	<p>1 災害の発生及び被害の拡大防止に関すること。</p> <p>2 国庫の負担及び申請認可に関すること。</p> <p>3 災害地の調査に関すること。</p> <p>4 成功の申請承認に関すること。</p> <p>5 旧事業の復旧に関すること。</p>		

				と。 6 鉦 害 報 告 関 す に 関 ず る こと。 7 鉦 害 査 定 関 す る こと。 8 鉦 害 復 旧 事 業 の 申 請 関 す こと。 9 災 害 関 連 事 業 の 申 請 関 す こと。			
6	河川の美化に関する こと。						
7	市房ダム及び 管理所及び 氷川ダム管 理所に関す ること。						
8	水防協 会に関す ること。						
9	河川開 発室に関 すること。						
	(1) 河川開 発に係る 施策の 企画調 整及び 推進に 関する こと。						
	(2) ダム の及び 設及び 維管 理関 する こと。	1 河川法 第47条 の規定 に基づ き、操 作を承 認す こと。 同法第 52条の 規定に 基づき 操作に ついて 水のた め必要 な措置 を す					

	<p>1 0 河川港湾局長に関すること。</p>					
<p>港湾課</p>	<p>1 港湾に関すること。</p>	<p>1 港湾管の理立、発起をすること。 2 港湾の設計と。 3 港湾の設計と。 4 港湾の設計と。</p>	<p>1 港湾に關する国土交通の関と。</p>	<p>1 港湾隣接地を指定すること。 2 臨港及びをすること。</p>	<p>1 港湾の開始と。 2 港湾の申請すること。 3 臨港区内の構及び隣内物をと。 4 統計及びをすること。</p>	
	<p>2 海岸法に基づく海岸(国土交通省所管)の保全に関すること。</p>	<p>1 海岸保全の計画をすること。</p>		<p>1 海岸区域を指定すること。 2 同法に基づく監督関と。</p>		
	<p>3 港湾に係る公有水面に関すること。</p>			<p>1 港湾区内の公有水面の免許をすること。 2 港湾区内の公有水面の功す。</p>	<p>1 港湾区内の公有水面の元市長をこ。 2 港湾区内の公有水面の縮少、概更の功の伸長のう。</p>	

					易なもの の許可を すること。		
	4 港湾災害 に関するこ と。	1 港湾災 害復旧計 画を策定 すること。		1 災害報 告の取 りま びに 関 連 す る こ と。 2 国庫負 担の申 請に 関 す る こ と。 3 災害現 地の査 定に 関 す る こ と。 4 成功認 定の承 認を 申 請 す る こ と。 5 災害関 連事業 の申 請 に 関 す る こ と。			
	5 港湾区 域内の 美化に 関 す る こ と。						
	6 港管事 務所及 び天 草空 港管 理事 務所 に 関 す る こ と。						
砂防課	1 砂防に 関 す る こ と。			1 砂防 法(明 治30 年法 律第 29号) 第2 条に め る 砂 防 備 を 土 地 指 定 に 関 す る こ と。 又 は 指 定 の 解 除 に 関 す る こ と。			
	2 地すべ り に 関 す る こ と。			1 地すべ り防 止法 第3 条第 4項 に 関 す る こ と。	1 同法 第1 条第 1項 に 規 定 す る 事 業 計 画 に 依 り て 計 画 を 承 認 す る こ と。		

				<p>域等のは指 定又に関廃 止にこと。す るこ。第 2 同法の規 9 条のよる 定にすべ 地止工 防本計 基策と をこ。す る地す 3 り等防 法施 第4 びの規 の定 よな行 指定と。</p>	<p>ること。</p>				
3	急傾斜地 の崩壊に る災害に 止に關す こと。	1	急傾斜地 の崩壊に る災害に 關す法律 4 4 年 律第5 号)第7 第2項 び第1 条第4 に基 及督 命執 行と。	1	同法の規 3 条のよ 定に傾斜 急崩壊の 区又 定止と 2 同法の 8 条のよ 定監督 (同 項の 行く るこ 3 同法の 9 条のよ 項に 告と 4 同法の 1 0 条 規に り改 令(同 4 項 執)を るこ	1	同法の規 1 3 条 定に 規急崩 る地壊 止工 行の受 を理 るこ		
4	土砂災害 警戒区域 における			1	同法の第 7 条の第 1 項の土 砂				

		<p>止進法25行こ 防推る1第施る 害のす(平成7号)の 災策関す(平成7号)の 砂対に律(平成7号)の と。</p>			<p>戒び9項災警のはす 警及第1砂別区域又を 害域法第1土特別区定 災区同条の害戒指解る 2 同 4条、条2及び 1 4項、条2及び条に 2 223第のよ又を 2 223第のよ又を 3 15定議ること。第 1 5定議ること。第 4 18項に策の行査、証 1 2定対等を査をる</p>		
<p>建築住宅局</p>	<p>建築課</p>	<p>1 宅地建物取引業に 関すること。</p>			<p>1 宅地建物取引業(昭 和7年第1号)第1項 に宅地建物取引業に 関すること。第6項に 宅地建物取引業者の 資格を 2 同 6項に宅地建物 1 11定き、物資を 3 同 6項に宅地建物 1 11定き、物資を</p>	<p>1 同法の第9条に宅 地物取の受こと。同 2 18項に宅地物取 の関す。同 22の基 2 18項に宅地物取 の関す。同 22の基 3 22の基</p>	

		<p>2 2 条の項に、指こ 2 2 第2定きをる の規に基づき 2 2 基講習す の定と。</p> <p>4 同 法第第 2 5 条第第 7 項、条及 6 6 条第7 び第の規 条の基 に基 を許 免消 りと。</p> <p>5 同 法第の 6 5 条基 規定に、指 び及の停業 務の命止 をこ。</p> <p>6 同 法第の 6 8 条基 規定に、宅 地建物取 引し宅地対 し物取引建 と取し事士 をべき行う とす行を禁 す。</p> <p>7 同 法第の 6 8 条定 2 の規 に基 を消 登録 すこ。</p>	<p>地建物取 引士証の 交付等こ 関す。同 法 4 2 5 条第 6 項の基 定に、営業 保証金の 託済の届 出をすの き旨を催 告をす。同 5 7 1 条第 規に、助 導及び勸 をす。同 法 6 7 2 条第 1 項に報 規づく立 及び査に すこ。同 法 7 4 4 項 定に報 指導及 言告に るこ。</p>	
<p>2 開發行 等の規 制に 関す こと。</p>		<p>1 都 市 計 画 法 第 2 9 条 第 1 項 又 は 第 2 項 に 基 づ き 、 為 行 が 5 万 方 メ ー ト 以 上 の 限 を 。</p>	<p>1 同 法 第 2 9 条 又 は 第 2 項 に 基 づ き 、 為 行 が 5 万 方 メ ー ト 以 上 の 限 以 下 の 開 発 行 会 議</p>	

								<p>可とする。同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p> <p>2 同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p> <p>3 同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p> <p>4 同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p> <p>5 同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p>	<p>この項に開面方メ以上のに項許る。</p> <p>第5条1項に開面方メ以上のに項許る。</p> <p>第6条の基工事可た5メ以発開の)の行査交こ</p> <p>第7条に、了の発許が方ル開内にをる。</p> <p>第1条4及び第2条</p>	<p>係るもの)す</p> <p>2 同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p> <p>3 同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p> <p>4 同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p>	<p>るもの)す</p> <p>同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p> <p>同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p> <p>同法第32条のよ発積平トの限係の可と。</p>	<p>の)す</p> <p>第32条のよ発積平トの限係の可と。</p> <p>第32条のよ発積平トの限係の可と。</p> <p>第32条のよ発積平トの限係の可と。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	---	---	--	--

								<p>に基づき、 建築(開 許可た が5万 方メ ル以 開発 内も に限 る。) を許 すこ と。 6 同法 45条 規定 に基 づき、 発積 平万 方メ ト以 上 の 限る。 基づ く承 認す るこ と。 7 同法 81条 規定 に基 づき、 分 行</p>	<p>すにの 限完 の検 査い 、証 付す と。 5 同 36 3項 に基 づき、 (開 を受 積平 万方 メト の満 行す に限 る。) がた 告す と。 6 同 37 規定 に基 づき、 事完 告前 築(開 可(開 査会 係に の限 る。) が5 方メ ル未 開発 内も に限 る。) を承 認す るこ と。 7 同 41 び第 4条 に基 づき、 建築 (開 許可 査会 議に の限 る。)</p>	<p>もる。 了を の検 査を 証す るこ と。 同法 36 3項 に基 づき、 工許 可た 5万 方メ 未開 関の 限る。 了を るこ と。 同法 37 規定 に基 づき、 了の 発許 審議 も限 る。 受積 平万 方メ トの 域の 限る。 認す るこ と。 同法 41 び第 4条 に基 づき、 発開 発の 係に の限 る。 受</p>	<p>の)の 行査 交こ こ 第 第規 規 事 事 可 可 た 5 メ 未 関 の の) し公 こ 第 第 基 工 建 許 審 議 も 限 る。 受 積 平 万 方 メ ト の 域 の 限 る。 認 す る こ と。 第 及 2 定 規 定 に 基 づ き、 発 開 発 の 係 に の 限 る。 受</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>積平トの域の)す 面万一満区のも た5メ未発の限 けが方ル開内に ること。 8 同法第3条に 4 規づく等(開 づの(開発審議 等の(開発審議 (開発審議の 会係るもの にををす と。 9 同法第5条に 4 規づく(開 づ発許可(開 発発の審議 の審議の 面積が5 万平方メ 一トのも 満の)に に基づく 地位の承 継を承認 すること。</p>
3 宅地造成等の規制に関すること。	<p>1 宅地造成等規制法(昭和64年法律第191号)第3条の規定に基づき、成宅地造成区域を指定すること。 2 同法第4条の第1項に規定する宅地造成災害防止</p>		<p>1 同法第8条第1項に基づき、成宅地造成工事(造成面積5万平方メートル以上)を許可すること。 2 同法第12条第1項に規定する(造成面積5万</p>	<p>1 同法第18条に基づき、工事の状況を徴し、報告を要すること。</p>	

<p>6 不動産特 定共同事業 に関するこ と。</p>			<p>1 不動産共同 特法定業法 成6年(平 律第7法 号)第7条 第3項の 第1項に 規定する に基づく 産特不定 同事業共 許可に關 すこと。 2 同法第 36条に 規定する に基づく 可消すこ 同法第 34条の 第3項に 指業務の 止ること。 4 同法第 37条に 規定する に基づく 務管解 の命と。</p>	<p>1 同法第 10条に 規定する に基づく 産特不定 同事業の 変更を受 出すこと。 2 同法第 9条に 規定する に基づく 導及を と。 3 同法第 41項に 規定する に基づく 査るこ と。</p>	
<p>7 アートポ リス及び建 築のユニバ ーサルデザ インに關 すること。</p>					
<p>8 建築に關 すること。</p>	<p>1 建築基 準法(昭和 25年第 20号)第 1条第1 項の第 4号に 規定す る区域 を指す こと。 2 同法第 22条の 第2項</p>		<p>1 同法に 基づき、 建築物 を建築 すること。 2 同法 第6条 第2項 第3項 第4項 第8項 第14 項に 規定す る</p>	<p>1 建築基 準法第 5条の 第1項 に規定 する第 一層用 又種 住宅域 け物 す</p>	

<p>づ区域を。第の基災の禁制す 基区定と。法条に被地のは関す に、指す。同4定く街築又は関す 3 8規づ市建止限るこ。同5項に、害し等をす 4 81定き災生域定こ</p>	<p>適合にこ 第基本に措にこ 第の基保険建対置す 第の基市会を築し令こ 算判す。法に違物る令る 法条に、危るに措をと。法条に、議意建対命る 第の基勸言助こ 計性関と。同9づ建対置関と。同10定き上あ物る令こ。同11定き村同たに置す。同4定き、助援る 第第規づ行対督る 3 9づ建対置関と。同10定き上あ物る令こ。同11定き村同たに置す。同4定き、助援る 第第規づ行対督る 4 1規づ安で築す命るこ。同11定き村同たに置す。同4定き、助援る 第第規づ行対督る 5 1規づ町の得物措をと。同4定き、助援る 第第規づ行対督る 6 1規づ告又をと。同7項に特定に監す 第第規づ行対督る 7 13定く政すにこ。同2項の基路をる 第第規づ行対督る 8 41号に道定と。</p>	<p>の緩和可と。同88第の項に一定るす 3 準規則2設41規づ定に公るこ 4 計る 2 88第の項に一定るす 3 準規則2設41規づ定に公るこ 4 計る 3 準規則2設41規づ定に公るこ 4 計る 4 計る</p>	
--	---	---	--

9 同 法 第 第
 4 2 条 の 規
 2 項 に 基 規
 定 き、幅 づ
 4 ル 未 一 員
 道 を 満 ト
 す る 指 の
 1 0 同 定 事
 第 4 2 法 第
 規 3 項 に 条
 づ 定 き、の 基
 平 距 離 水
 指 定 を を
 こ と。 する
 1 1 同 法 法
 第 4 5 条 に
 の 規 定 き、
 基 づ 道 の 変
 私 更 又 は 廢
 止 制 又 を 禁
 止 し 限 を ず
 る こと。 する
 1 2 同 法 法
 第 4 6 条 に
 の 規 定 き、
 基 づ く 壁
 面 線 の 指
 定 関 指
 定 する ず
 1 3 同 法 法
 第 6 8 条 規
 の 7 に づ 定
 定 き、予 の 指
 道 路 の す
 定 を と。 する
 1 4 同 法 法
 第 9 0 条 規
 の 2 に づ 事
 定 き、の 殊
 中 建 築 物 に
 対 し 措 置
 命 令 を す
 ず る こと。 する
 1 5 建 築 建
 物 の 耐 震
 改 修 の 促
 進 関 促
 成 法 促
 7 年 法

第 1 2 8 項 附 条 第 1 法 3 項 第 3 号 第 3 条 (則 に 準 場 規 規 づ 令 こ

1 6 第 2 法 3 項 附 条 第 3 項 第 3 号 第 3 条 (則 に 準 場 規 規 づ 令 こ

1 7 第 3 法 3 項 附 条 第 3 項 第 3 号 第 3 条 (則 に 準 場 規 規 づ 令 こ

1 8 第 3 法 3 項 附 条 第 3 項 第 3 号 第 3 条 (則 に 準 場 規 規 づ 令 こ

1 9 第 3 法 3 項 附 条 第 3 項 第 3 号 第 3 条 (則 に 準 場 規 規 づ 令 こ

					<p>と。</p> <p>2 0 同 法条に、令こ 第 2 0 規定き命る の 規 づ 善 基 改 ず 改 善 ず を と。</p> <p>2 1 同 法条に、認り 第 2 1 規定き、の の 規 づ 取 基 計 画 取 定 を ず 消 ず</p> <p>2 2 同 法条に、の対全定消 第 2 2 規定き、の の 規 づ 建 築 物 安 基 建 震 震 震 震 地 震 震 震 震 す 性 認 性 の 取 を 取 す と。</p> <p>2 3 同 法条の基公る 第 2 3 規定き、す 規 づ 表 づ 表 ず を と。</p> <p>2 4 高 齡 害 移 円 促 ず 者 障 の の の 者 等 の の の 動 等 の の の 滑 化 の の の 進 関 関 関 る 法 律 (平 年 成 法 1 8 第 9 1 法 律 号) 第 1 規 1 5 条 の 基 づ 定 基 基 命 置 き 命 命 措 置 適 合 は 請 又 請 請 要 請 請 る 請 請 こ と。</p> <p>2 5 同 法条に、令こ 第 2 5 規定き命る の 規 づ 善 基 改 ず 改 善 ず を と。</p> <p>2 6 同 法条 第 2 6 規定き命る の 規 づ 善 基 改 ず 改 善 ず を と。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

				の規 基づ 計画 定取 定消 すこ と。			
9	建築士に 関すること。			1 建築士法(昭和55年法律第202号)第9条の規定に基づき、2級建築士の造りの取こと。 2 同法第10条第1項に規定し、業務の停止を許しこと。 3 同法第3条に規定し、2級建築士の試験を実施すること。 4 同法第6条第2項に規定し、事務所に開設し、戒告、業務の停止を命じ、若しくは録消すこと。	1 同法第5条に規定し、2級建築士の造りに関すること。 2 同法第3条第1項に規定し、事務所に登記すること。		
10	建築物の安全確保 対策に 関す						

<p>ること。 1 1 市街地 再開発事業 に関する(公共施設 の整備を場 合に限る)。</p>			<p>1 都市再 開法第9 7条の項 の規に、 定施行 づ基行 人可 の認す こ。法第 2 同条1 76の規 の基1 個者規 若規約 事業 の認可 こ。法第 3 同条1 77の規 の基4 個者定 者施 のの 伴 を 認 こ。法第 4 同条1 79の規 の基1 個者定 者施 のの 選 審 を 認 す。法第 5 同条1 70の規 の基1 個者定 者施 のの 了 可 す。法第 6 同条1 11の規 の基1 個者定 者施 のの 選 審 を 認 す。法第</p>	<p>1 同法第 77の規 の基新 行た者 つた名 氏称 名所 住に にで っ氏 名出 す。同 2 同法第 16項に 11定 き地 る区 域を す長 村業 事公 を覽 縦せ さと 3 同法第 28項、 53同 法第 54項 に準 用場 合を 含む。 3 同法第 28項 の基 組事 名所 の受 こ。法第 4 同法第 53同 法第 54項 に準 用場 合を 含む。 5 同法第 28項 の基 組事 名所 の受 こ。法第</p>	
--	--	--	--	--	--

								<p>7 1 3 定 基組に、設のをを同6項に、を、申者事に修えを命はに見すをい見出にる(同3項に準場む)。</p> <p>5 6 1 定 基組に、設のをを同6項に、を、申者事に修えを命はに見すをい見出にる(同3項に準場む)。</p> <p>8 3 1 定 基組に、設のをを同6項に、を、申者事に修えを命はに見すをい見出にる(同3項に準場む)。</p> <p>9 3 2 定 基組に、設のをを同6項に、を、申者事に修えを命はに見すをい見出にる(同3項に準場む)。</p>	<p>1 定 基組に、設のをを同6項に、を、申者事に修えを命はに見すをい見出にる(同3項に準場む)。</p> <p>5 6 1 定 基組に、設のをを同6項に、を、申者事に修えを命はに見すをい見出にる(同3項に準場む)。</p> <p>6 8 1 定 基組に、設のをを同6項に、を、申者事に修えを命はに見すをい見出にる(同3項に準場む)。</p>	<p>規 業 縦 計 画 法 規 準 場 5 6 1 定 基組に、設のをを同6項に、を、申者事に修えを命はに見すをい見出にる(同3項に準場む)。</p> <p>規 業 縦 計 画 法 規 準 場 5 6 1 定 基組に、設のをを同6項に、を、申者事に修えを命はに見すをい見出にる(同3項に準場む)。</p> <p>規 業 縦 計 画 法 規 準 場 5 6 1 定 基組に、設のをを同6項に、を、申者事に修えを命はに見すをい見出にる(同3項に準場む)。</p>	<p>規 業 縦 計 画 法 規 準 場 5 6 1 定 基組に、設のをを同6項に、を、申者事に修えを命はに見すをい見出にる(同3項に準場む)。</p> <p>規 業 縦 計 画 法 規 準 場 5 6 1 定 基組に、設のをを同6項に、を、申者事に修えを命はに見すをい見出にる(同3項に準場む)。</p> <p>規 業 縦 計 画 法 規 準 場 5 6 1 定 基組に、設のをを同6項に、を、申者事に修えを命はに見すをい見出にる(同3項に準場む)。</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

要をこ
 必正る命じ、見る採必めををた知
 に修えを命は意係をる認旨書し通
 画な加とを又書意択要な意見提出者す
 1 0 第 4 第 3 項に、徴賦の分す
 1 1 第 4 第 4 項に、解散す
 1 2 第 4 第 9 項に、決をる
 1 3 第 5 第 2 項に、再社をる
 1 4 第 5 第 9 項に、再社又

1 0

1 1

1 2

1 3

1 4

							1	5	第1項に、会 社取締役の 承認を要す こと。	同法第101条 第1項に、会 社取締役の 承認を要す こと。
							1	6	第1項に、会 社若しは分 行若しは支 店若しは代 理店若しは 出張所若し は業務委託 先の会社若 しは個人に 業務を譲渡 すること。	同法第102条 第1項に、会 社若しは分 行若しは支 店若しは代 理店若しは 出張所若し は業務委託 先の会社若 しは個人に 業務を譲渡 すること。
							1	7	第1項に、会 社取締役の 選任を承認 すること。	同法第104条 第1項に、会 社取締役の 選任を承認 すること。
							1	8	第1項に、会 社業務終了 の承認を要 すること。	同法第105条 第1項に、会 社業務終了 の承認を要 すること。
							1	9	第5	同法第105条 第5項に、

の施設及計、業おめのつ土臣を若市設要す
 項に、程業定事は画て設要て通認けく村の概可と。同法条に、画て設要に国大可、はの概更す
 1 定規事画又計いる概交の受し町計をるこ。同法条の基市開会をる
 第規づ行び画又計いる概交の受し町計をるこ。同法条の基市開会をる
 2 0 5 第の基事に定計のつ土臣を若市設要をるこ。同法条の基市開会をる
 2 1 5 第第規づ街発の任こ。同法条前定
 2 2 5 第第段に市設地供

規事を
行び画す
の程業認
可と。

2 3 同 法
第 5 8
第 1 項
第 1 段
に基
づき、
がた
たし
住宅
社規
事の
認こ
す。

2 4 同 法
第 6 0
第 1 項
に基
づき、
他
有地
等に
測た
ち入
り、
入可
許こ
す。

2 5 同 法
第 6 1
第 1 項
に基
づき、
障
及の
び試
つ可
許こ
す。

2 6 同 法
第 6 6
第 1 項
に基
づき、
形
質又
物の
のを
る。

2 7 同 法

条の基同項3定し対地回命
 6項に、1第規反に土状をと。
 64定き第びの違者、原等こ
 第第規づ条及項にたしの復じ
 28 第第規づ土臣を権計めく施組開市はがた宅社変をる法条のお用合む。
 29 第第規づ街発のり書し変に修

28

29

はに見すをい見出にる同3項法80に準場
 又書意択要な意提者す(85同111定てを含
 、見る採必めををた知と第第び1の規いすを
 え意係をる認旨書し通こ法条及第条のお用合む)。
 30 同 法 条 3 第 3 項 基 づ き、 行 施 行、 会 町 市 設 地 供 の 築 定 承 認 (同 9 第 規 定 消 い す を
 第 9 3 項 基 づ き、 個 人 組 合、 再 社 村 の 立 方 給 特 者 を 承 認 (同 9 第 規 定 消 い す を
 31 同 法 1 1 第 1 条 基 づ き、 築 地 設 地 権 上 定 い し

					<p>画 換 計 画 定 め る と。 同 法 3 2 第 1 1 2 条 の 規 定 に 基 づ き、 個 人、 施 組 者、 は 合 開 又 は 会 社 の 発 事 業 代 行 開 始 を 決 定 とす。 同 法 3 3 第 1 1 4 条 の 規 定 に 基 づ き、 市 町 協 議 長 と 市 町 事 業 者 に 対 し、 同 法 第 1 8 条 第 3 0 規 定 の 2 項 規 定 に 準 用 せ る 含 む。 同 法 3 4 第 1 1 8 条 第 1 6 第 1 項 に 基 づ き、 通 大 臣 交 認 可 後、 受 認 可 後、 管 理 分 開、 計 画、 は 又 め、 市 村 立 設 方 住 公 が た 地 給 理 宅 社 の 分 画 処 を 認 可 同 法 第 1 1 1</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

<p>6 の お 用 合 の 項 に 準 場 の 定 て る 含 む 。)</p>	<p>3 5 第 1 条 の 1 項 に 基 づ き 、 発 行 開 始 す こ と 。</p>	<p>3 6 第 1 条 に 基 づ き 、 個 人 組 合 、 市 町 村 等 を 又 等 と す こ と 。</p>	<p>3 7 第 1 条 に 基 づ き 、 個 人 組 合 を 監 督 す こ と 。</p>	<p>3 8 第 1 条 に 基 づ き 、 組 合 を 監 督 す こ と 。</p>	<p>3 9 第 1 条 に 基 づ き 、 発 行 開 始 を 監 督 す こ と 。</p>	<p>4 0 第 1 条 に 基 づ き 、 発 行 開 始 を 監 督 す こ と 。</p>														
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>規定に基づき、市町を監督すること。</p> <p>4 1 同法第129条の規定に基づき、開発計画を認定すること。</p> <p>4 2 同法第129条の規定に基づき、開発計画の取り消すこと。</p> <p>4 3 同法第133条の規定に基づき、管理規約、個人、再組合、会がたみし地方住宅供給の管理を認すこと。</p>			
1 2	優良住宅に関すること。						
1 3	がけ地近接等危険住宅移転事業に関すること。						
1 4	建築物の省エネルギー化に関すること。			<p>1 エネルギーの等化する（昭和44年第7</p>	<p>1 同法第32条に基づき、告知を求めると。同法第8条に</p> <p>2 3 規定に</p>		

				<p>第3項の基表この 規に公る づくす をと。</p> <p>2 建築物 のエネルギー 性能の向上に 関する法律(平 成27年第5第 33号)第33条 の規定に、必 ず善な措置を とる。</p>	<p>報告検査 は関係す る。</p>
15	建設工事 に係る資源 の再資源化 等に関する 法律(建設工 事に係る資源 の再資源化等 に関する法律 施行令第42 号)第2条第 1号から第3 号の施行に 関すること。			<p>1 同法第5条 1項の規定に 基づき、必要 な措置をと る。</p>	
16	マンシ ョンの建替 等に関する 法律(平成1 4年法律第7 8号)の施行 に關すること。			<p>1 同法第9条 1項の規定に 基づき、認可 を認めること とする。</p> <p>2 同法第13 1項の規定に 基づき、審査 計正</p>	<p>1 同法第11 1項の規定に 基づき、マン ションの所在 地村長に画の 供覧をせしめ る。</p> <p>2 同法第14 1項の規定に 基づき、マン ションの所在 地村長に画の 供覧をせしめ る。</p>

				又をべい知 と見すな通 こ意扱でを るは採き旨 す	3 づ合をる 第 基組可す 第 に、認告と。 5 定きの公こ 2 3 2 2 2 2 定き長等 す 4 づ合をる 第 同法 8 第 3 6 6 6 定きの認 組の取 消告と 5 づ合をる 第 同法 1 第 5 7 7 7 定きが 施行名 告と		
1 7 都 市 の 低 炭 素 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 2 4 年 法 律 第 8 4 号) の 施 行 に 関 す る 事 (建 築 物 に 関 す る 事 に 限 る) 。							
1 8 熊 本 県 地 球 温 暖 化 の 防 止 に 関 す る 施 行 関 係 法 律 (建 築 物 に 関 す る 事 に 限 る) 。			1 同 条 例 第 5 2 条 の 規 定 に 基 づ いて 行 ぶ 事 と す	1 同 条 例 第 3 5 条 の 規 定 に 基 づ いて 行 ぶ 事 と す			
1 9 建 築 審 査 会 及 び 建 築 士 審 査 会							

	に 関 する 事 務 に 関 する 事 務						
	20 建 築 住 宅 局 長 に 関 する 事 務						
営 繕 課	1 営 繕 工 事 及 び 設 備 工 事 に 関 する 事 務、 設 計、 工 事、 監 理 及 び 保 全 計 画 に 関 する 事 務 並 び 技 術 協 力 等 に 関 する 事 務						
住 宅 課	1 住 宅 及 び 住 環 境 に 関 する 事 務	1 住 宅 に 関 する 計 画 策 定 事 務		1 住 生 活 基 本 法 (平 年 成 法 1 8 第 6 号) 第 1 3 条 の 規 定 に 基 づ いて、 市 町 村 及 び 地 域 協 議 会 の 協 議 意 見 を 取 得 する 事 務。 2 同 法 第 1 7 条 の 規 定 に 基 づ いて、 国 土 大 臣 府 議 事 会 に 関 する 事 務。 3 同 法 第 1 7 条 の 規 定 に 基 づ いて、 計 画 表 及 び 土 交 通 大 告 告 示 等 の 取 扱 事 務。 4 地 域 に 多 岐 な 需 要 に 応 じ、 公 的 的 賃 貸 等 の 住 宅 整 備 事 務 等 の 取 扱 事 務			

				<p>(平成17年法律第79号)の6条に定める区域に於ける宅地計画に關すること。</p> <p>5 住宅市街地整備計画に關すること。</p>		
2 公営住宅に關すること。	1 県営住宅の明渡しに關すること。		<p>1 県営住宅の入居募集に關すること。</p> <p>2 県営住宅の敷金及び減免に關すること。</p> <p>3 県営住宅の入居請求に關すること。</p>	<p>1 県営住宅の募集に關すること。</p> <p>2 県営住宅の敷金及び減免に關すること。</p> <p>3 県営住宅の入居請求に關すること。</p>		
3 独立行政法人住宅金融支援機構に關すること。					1 独立行政法人住宅金融支援機構に關すること。	
4 住宅地区改良に關すること。			<p>1 住宅地区の指定に關すること。</p> <p>2 住宅地区改良法(昭和35年法律第89号)の9条に於ける建築制限の許可、命ずる、是の移転を</p>			

<p>5 住宅供給 社の他住 宅関係団 体に 関すこ と。</p>			<p>と。 1 地方住 宅供給公 社(昭和法 40年12 4号)第2 7条の規 定に業計 及び画を 認すこ と。 2 同法第 41条のよ 規に監督 令をこ と。</p>		
<p>6 農地所 者等賃有 宅に貸住 関する こと。</p>					
<p>7 特定優 賃貸住宅良 関すること。</p>			<p>1 特定優 賃の供給 の促進に 関する法 律(平成5 年2号)第 3条の規 定に給計 の認すこ と。 2 同法第 5条の規 定に給計 の変更に 関すこ と。 3 同法第 9条のよ 規定に位 継に關す ること。 4 同法第 10条のよ 規定に善 改に關す ること。 5 同法第</p>		

				1 1 条のよ 規定給計 画の認消 の取す に關し ること。		
8 高 齡 者 の 居 住 の 安 定 確 保 に 関 す る 事 項。		1 高 齡 者 の 居 住 の 安 定 確 保 に 関 する 法 律 (平 成 1 3 年 法 律 第 2 6 号) 第 4 条 の 規 定 に よ る 高 齡 者 居 住 安 定 確 保 計 画 の 関 す る 事 項。				
9 住 宅 の 品 質 確 保 の 進 展 に 関 す る 事 項。						
1 0 マ ン シ ョ ン の 管 理 の 適 正 化 の 推 進 に 関 する 事 項。						
1 1 長 期 優 良 住 宅 の 及 び 促 進 に 関 する 法 律 (平 成 2 0 年 法 律 第 7 号) に 関 する 事 項。			1 同 法 第 3 1 条 の 規 定 に 関 する 事 項。 2 同 法 第 1 4 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に 関 する 事 項。	1 同 法 第 5 1 条 の 規 定 に 関 する 事 項。 2 同 法 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 関 する 事 項。 3 同 法 第 1 0 条 第 1 項 の 規 定 に 関 する 事 項。 4 同 法 第		

					14条第1項第2号に掲げる場合における同項の規定による計画の認定の取消しに関すること。		
	12 空家等対策の推進に関すること（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に限る。）。						

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に次の表の旧の欄に掲げる部・局・課に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表の新しい欄に掲げる部・局・課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

旧			新		
部	局	課	部	局	課
総務部	総務私学局	管財課	総務部	総務私学局	財産経営課
環境生活部	環境局	廃棄物対策課	環境生活部	環境局	循環社会推進課
商工観光労働部	商工労働局	労働雇用課	商工観光労働部	商工労働局	労働雇用創生課
		産業人材育成課			
農林水産部	経営局	農地・農業振興課	農林水産部	生産経営局	農地・担い手支援課
		流通企画課			流通アグリビジネス課
		むらづくり課		農村振興局	むらづくり課
	生産局	農業技術課		生産経営局	農業技術課
		農産課			農産園芸課
		園芸課			畜産課
畜産課					

（熊本県国営事業対策室設置規程等の廃止）

- 3 次に掲げる訓令は廃止する。

- (1) 熊本県国営事業対策室設置規程（平成2年熊本県訓令第22号）
- (2) 熊本県景観公園室設置規程（平成13年熊本県訓令第37号）
- (3) 熊本県団体検査室設置規程（平成18年熊本県訓令第34号）
- (4) 熊本県建築物安全推進室設置規程（平成18年熊本県訓令第39号）
- (5) 熊本県農業技術支援室設置規程（平成20年熊本県訓令第36号）

（熊本県国営事業対策室設置規程の廃止に伴う経過措置）

- 4 この訓令の施行の際現に農林水産部農村振興局農村計画課国営事業対策室に勤務又は

- 兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、農林水産部農村振興局農林計画課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。
- (熊本県景観公園室設置規程の廃止に伴う経過措置)
- 5 この訓令の施行の際現に土木部道路都市計画課景観公園室に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、土木部道路都市計画課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。
- (熊本県団体検査室設置規程の廃止に伴う経過措置)
- 6 この訓令の施行の際現に農林水産部団体検査室に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、農林水産部団体支援課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。
- (熊本県建築物安全推進室設置規程の廃止に伴う経過措置)
- 7 この訓令の施行の際現に土木部建築住宅局建築課建築物安全推進室に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、土木部建築住宅局建築課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。
- (熊本県農業技術支援室設置規程の廃止に伴う経過措置)
- 8 この訓令の施行の際現に農林水産部生産局農業技術課農業技術支援室に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、農林水産部生産経営局農業技術課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。